

地域福祉計画

地域福祉活動計画

基本理念

みんなで支え合い
生涯を現役で過ごせるまちづくり



平成 27 年 3 月

西ノ島町

西ノ島町社会福祉協議会

策定にあたって

現在、全国的に、少子高齢化、核家族化がすすんできており、家庭内での子育てや介護といった機能が弱まってきているほか、地域においても人と人とのつながりが希薄化し、虐待や孤独死等の社会問題が起こっております。

本町の状況をみますと平成 27 年 3 月 1 日現在、人口 3,035 人、高齢化率 41.9%、年間出生数は近年 20 名前後となっており、本町においても人口減少、少子高齢化は例外ではありません。

こうした中、本町の持続的な発展には何より「人の力」が重要であるとの認識のもと、第 5 次西ノ島町総合振興計画（平成 25 年～平成 34 年）を策定し、目指すべき将来像を「人の集う島へ」と定め、「キープ 3000！」を合言葉に様々な施策を展開してきております。

西ノ島町地域福祉計画は、第 5 次総合振興計画に基づき、町民、地域、行政等がそれぞれどのように地域福祉を進めていくのか示したものです。

今後は、本計画の基本理念となります「みんなで支え合い、生涯を現役で過ごせるまちづくり」をめざし、住民の皆様や関係団体等と協働で地域福祉を推進し「西ノ島に住んでいてよかった」と実感していただけるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ、町民の皆さまや関係機関の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月



西ノ島町長 升谷 健

目 次

西ノ島町地域福祉計画

第1章 計画策定のあらまし

1	計画策定の目的	2
2	地域福祉計画とは	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定方法	4

第2章 西ノ島町の現状と課題

1	西ノ島町の現状	6
2	地域福祉の課題	10

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	12
2	基本目標	12
3	施策の体系	13

第4章 施策の展開

1	高齢者福祉	15
2	子育て支援	24
3	障がい福祉	28
4	生活困窮者に対する自立支援	33
5	健康づくりの推進	34

西ノ島町地域福祉活動計画

(西ノ島町社会福祉協議会)

資料編①	44
資料編②	48

計画策定までの経緯

地域福祉計画策定委員名簿

第 1 章 計画策定のあらまし

1 計画策定の目的

本計画は第5次西ノ島町総合振興計画に沿って、本町が地域福祉をどのように進めていくかを定めるものです。

人口減少、少子高齢化が進行するなかで、お互いに支え合い、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指し、高齢者福祉、子育て支援、障がい者福祉及び保健・医療を統括する計画として、地域における住民同士の支え合い・助け合いによる支援と公的な福祉サービスの充実を両輪とした地域福祉の推進を目指します。

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を基本として、本町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉の推進に向けた基本的な施策の方向性を定めるために策定します。

社会福祉法(抜粋)

第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

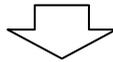
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

3 計画の位置づけ

本計画は、町のまちづくりの基本指針である「第5次西ノ島町総合振興計画」を上位計画とし、「西ノ島町子ども・子育て支援事業計画」、「西ノ島町障がい福祉計画」、「健康にしのみま21推進計画」、「第6期隠岐広域連合介護保険事業計画」との整合を図りながら、地域福祉に係る施策を横断的につなぐとともに、各計画の対象とならない人への福祉施策も盛り込んだ、福祉の総合的な計画と位置付けます。

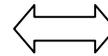
また、西ノ島町社会福祉協議会が策定する「西ノ島町地域福祉活動計画」と相互に連携しながら地域福祉を推進していきます。

第5次西ノ島町総合振興計画（平成25年度～平成34年度）



西ノ島町地域福祉計画（平成27年度～平成31年度）

連携



西ノ島町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

西ノ島町子ども・
子育て支援事業計画

〔 H27～H31 〕

西ノ島町障がい福祉計画

〔 H27～H29 〕

第6期隠岐広域連合
介護保険事業計画

〔 H27～H29 〕

健康にしのみま21推進計画

〔 H27～H36 〕

4 計画期間

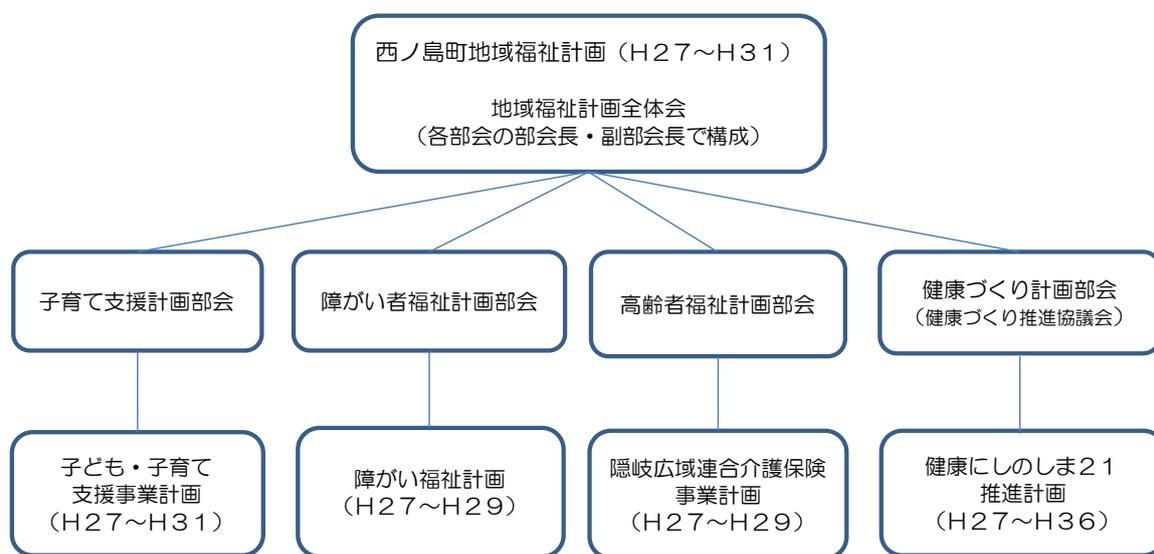
本計画期間は、平成27年度から平成31年度の5か年とし、毎年度、計画の進捗状況に対する検証、評価を行い、計画期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

5 計画策定の方法

本計画の策定に当たっては、一般公募者、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者、住民組織の代表者などで構成される地域福祉計画策定委員会を設置しました。

また、西ノ島町が抱えている直近の課題と地域住民の要望について、アンケート調査や意見交換会を実施し、より多くの町民からの意見を反映するように努めました。

- 全体会 ……3回
- 部会 ……12回
- 関連検討会 ……11回
- 子育て意見交換会 ……3回



地域福祉計画全体会

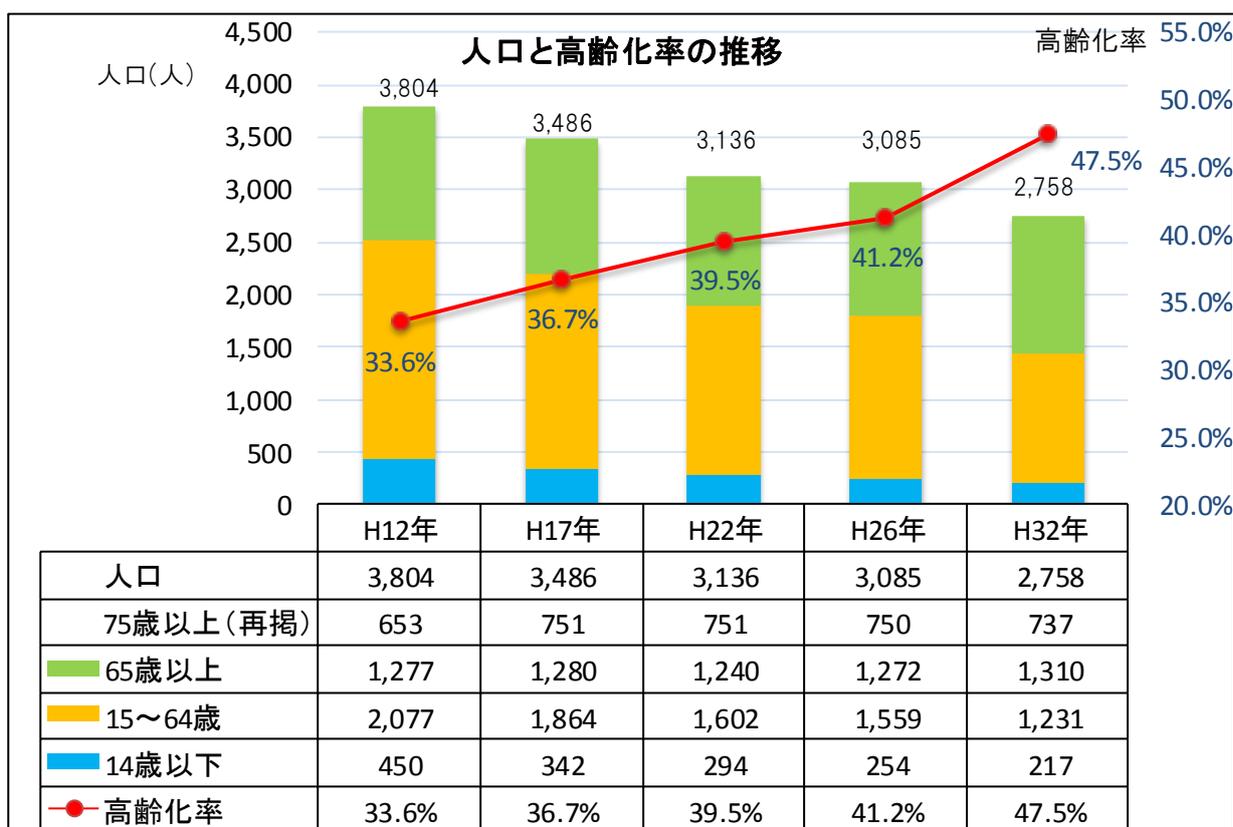
第 2 章 西ノ島の現状と課題

1 西ノ島の現状

(1) 人口と高齢化率の推移

人口は、平成26年3月末の住民基本台帳によると3,085人となっており、依然減少傾向にあります。

また、年齢構成をみると0～14歳が254人(8.2%)、15～64歳が1,559人(50.5%)、65歳以上が1,272人(41.2%)と少子高齢化が着実に進行しています。

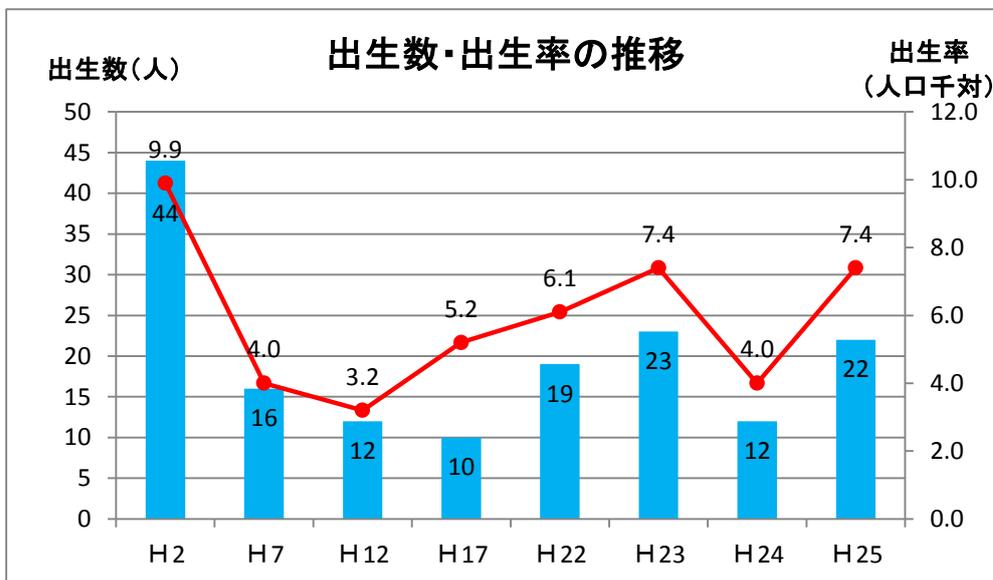


H12～H22年は国勢調査
 H26年は住民基本台帳(3月末)
 H32年は国立社会保障・人口問題研究所(H25年3月推計)を基に広域独自推計値

(資料: 隠岐広域連合)

(2) 出生状況

出生数については、ここ数年は20人前後で推移しています。

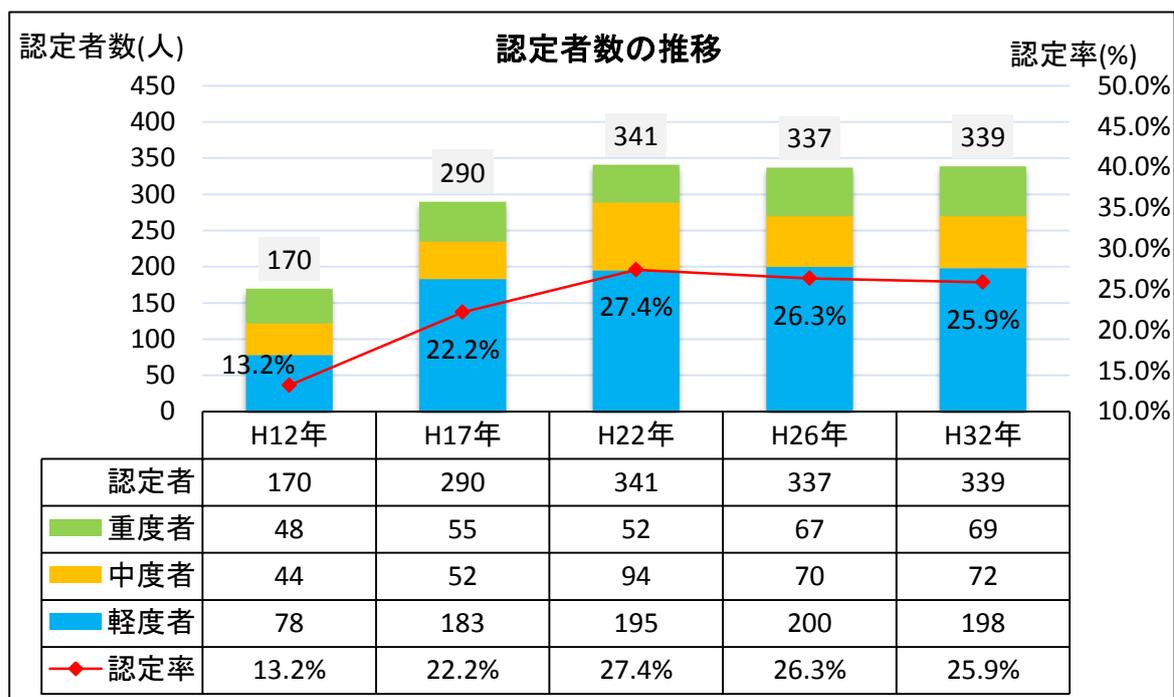


(資料;健康福祉課)

(3) 介護認定の状況

介護保険の認定者数は、制度の始まった平成12年には170人(13.2%)でしたが、平成22年には341人(27.4%)と倍増し、その後概ね横ばいに推移しています。

また、介護度をみると、軽度者(要支援1、要支援2、要介護1)の占める割合は約6割となっています。



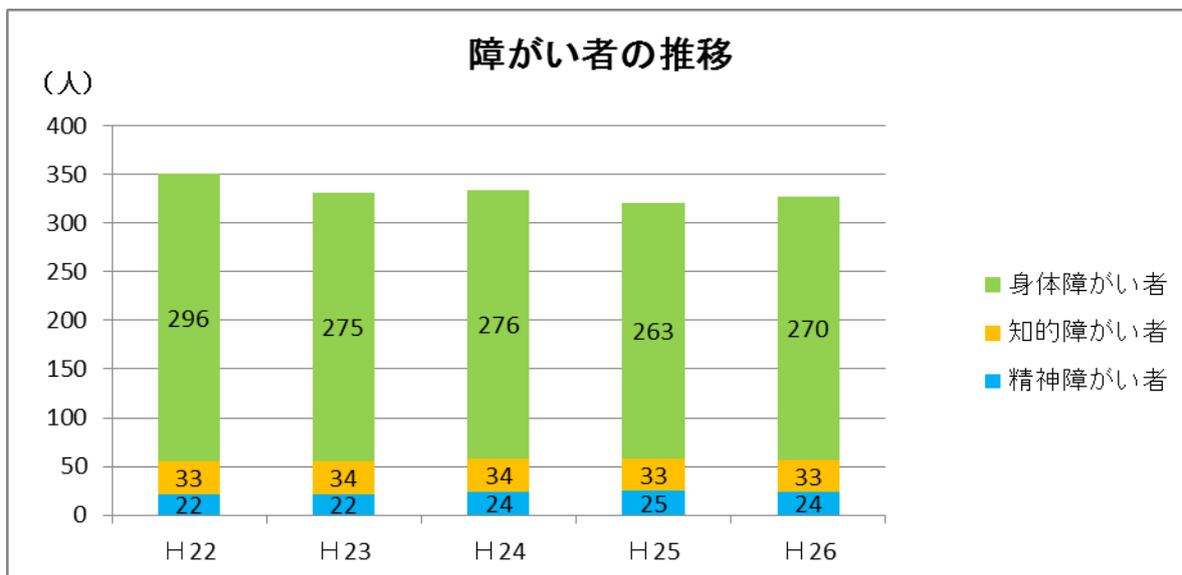
軽度者:要支援者及び要介護1 中度者:要介護2.3 重度者:要介護4.5

(資料;隠岐広域連合)

H12~H26年度は実測値(各年度4月末)
H32年は隠岐広域連合による推計値

(4) 障がい者の状況

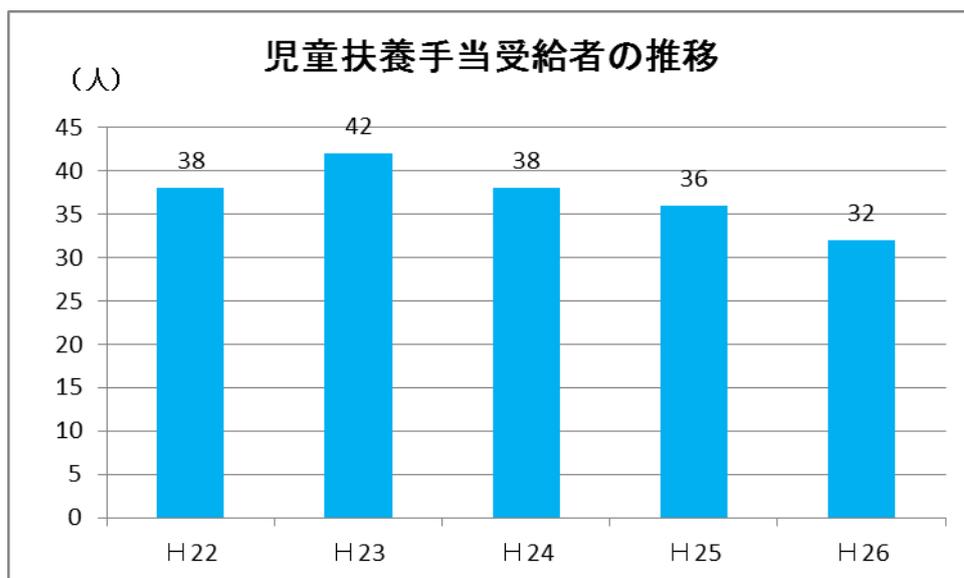
障がい者手帳所持者の状況をみると、平成26年12月末現在で、身体障害者手帳270人、療育手帳33人、精神障害者保健福祉手帳24人で、一定に推移しています。身体障害者手帳所持者の割合が全体の約8割を占めています。



(資料:健康福祉課)

(5) 児童扶養手当受給者数(ひとり親家庭)

生活基盤の多様化や社会保障の充実により全国的にひとり親世帯が増加していますが、本町ではわずかですが減少しています。

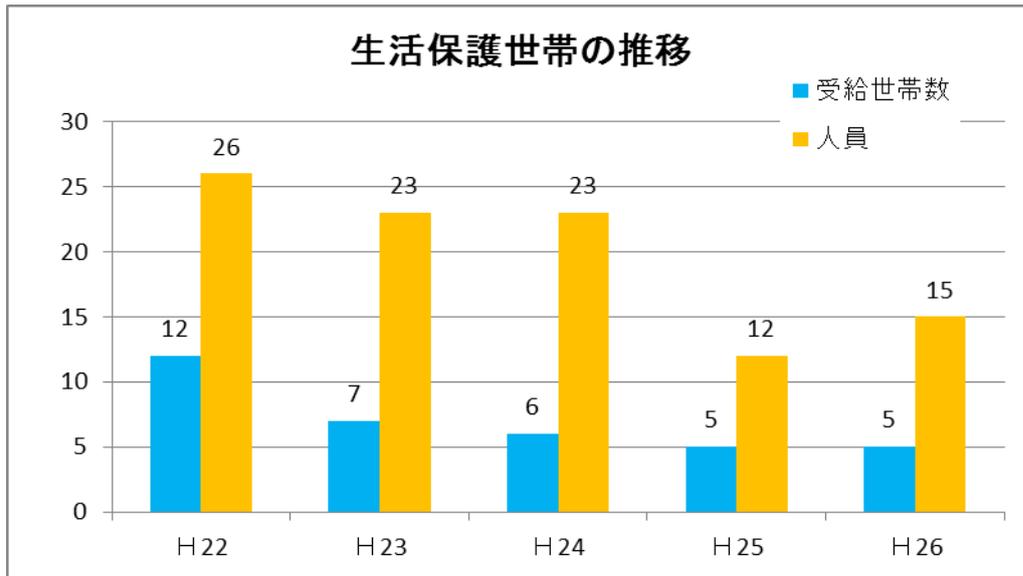


(資料:健康福祉課)

(6) 生活保護の現状

病気や障がいなど、何らかの事情により生活に困った場合、最低生活の保障と自立を支援することを目的に生活保護を行っています。

本町では平成26年12月末現在で5世帯15人の方が保護を受けており、近年は相対的に減少傾向にあります。



(資料;健康福祉課)

2 地域福祉の課題

アンケート調査結果などから、現在西ノ島町が抱えている課題、今後充実を図る必要のある施策を以下のとおりまとめました。

(1) 高齢者福祉

- ・介護サービスの充実
- ・福祉職員の確保
- ・生活支援サービスの整備
- ・介護予防の推進
- ・医療・介護連携・認知症施策の推進
- ・高齢者の住まいの整備

(2) 子育て支援

- ・子どもを共に育てる制度の充実
- ・子どもの遊び場整備
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・子育て相談体制の充実
- ・結婚推進

(3) 障がい福祉

- ・福祉サービスの利用の推進と充実
- ・生活環境の整備
- ・相談支援の充実
- ・理解・啓発活動の推進
- ・災害への備えと支援活動の推進
- ・障がい児支援

(4) 生活困窮者に対する自立支援

- ・生活困窮者に対する相談支援体制の充実

(5) 健康づくりの推進

- ・生涯を通じた健康づくりの推進
- ・高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり
- ・疾病の早期発見、合併症・重病化の予防
- ・多様な実施主体による連携のとれた効果的な取り組みの推進

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、前回計画における基本理念を継承し、すべての町民が健康で生きる喜びを感じられるまちづくりを目指して、以下のとおりとし、地域福祉を推進していきます。

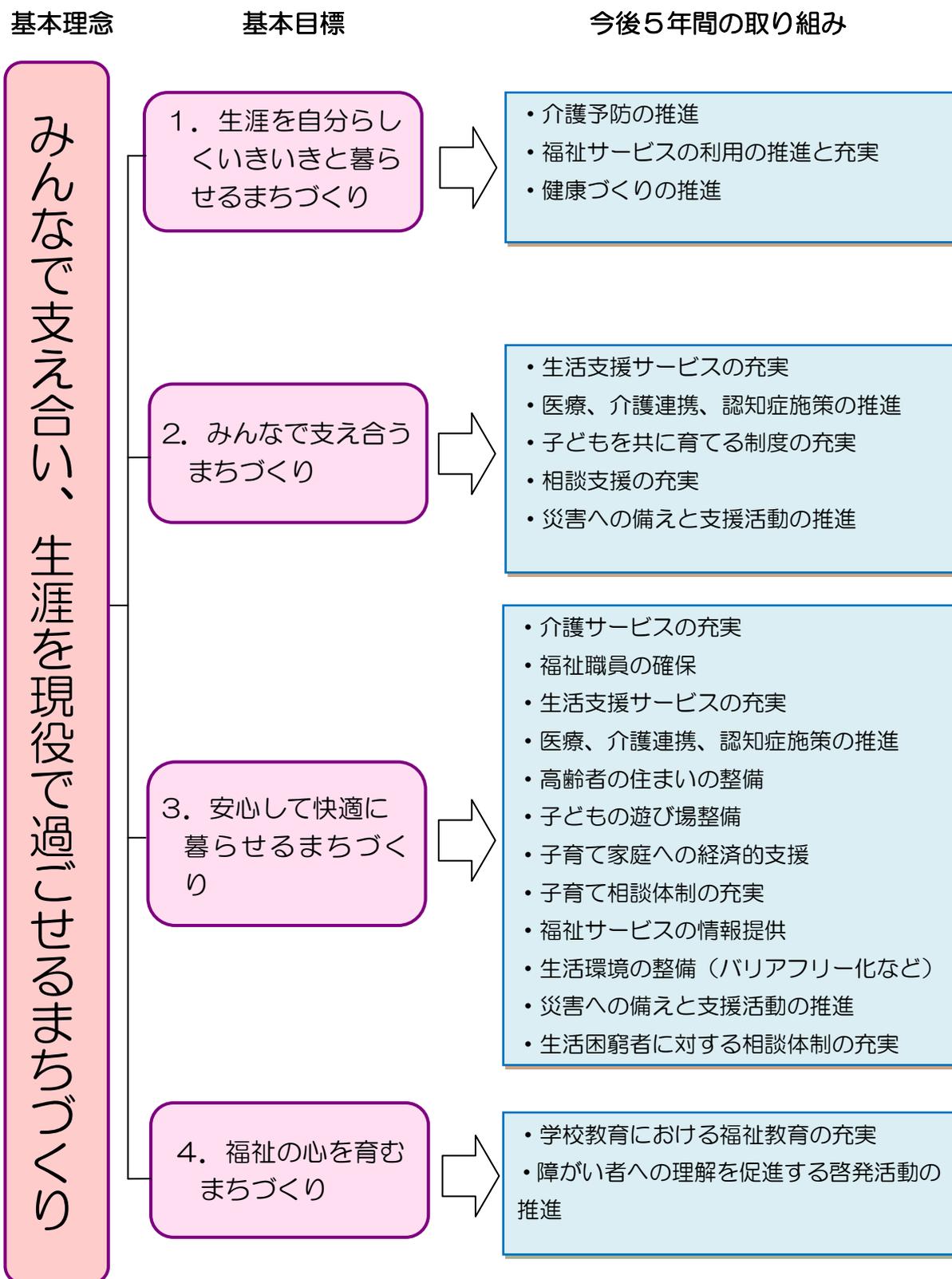
みんなで支え合い、
生涯を現役で過ごせるまちづくり

2 基本目標

地域福祉の基本理念を推進していくために、4つの基本目標を掲げ、各種の施策に取り組みます。

- | | |
|--------|------------------------|
| 基本目標 1 | 生涯を自分らしく生きいきと暮らせるまちづくり |
| 基本目標 2 | みんなで支え合うまちづくり |
| 基本目標 3 | 安心して快適に暮らせるまちづくり |
| 基本目標 4 | 福祉の心を育むまちづくり |

3 施策の体系



第 4 章 施策の展開

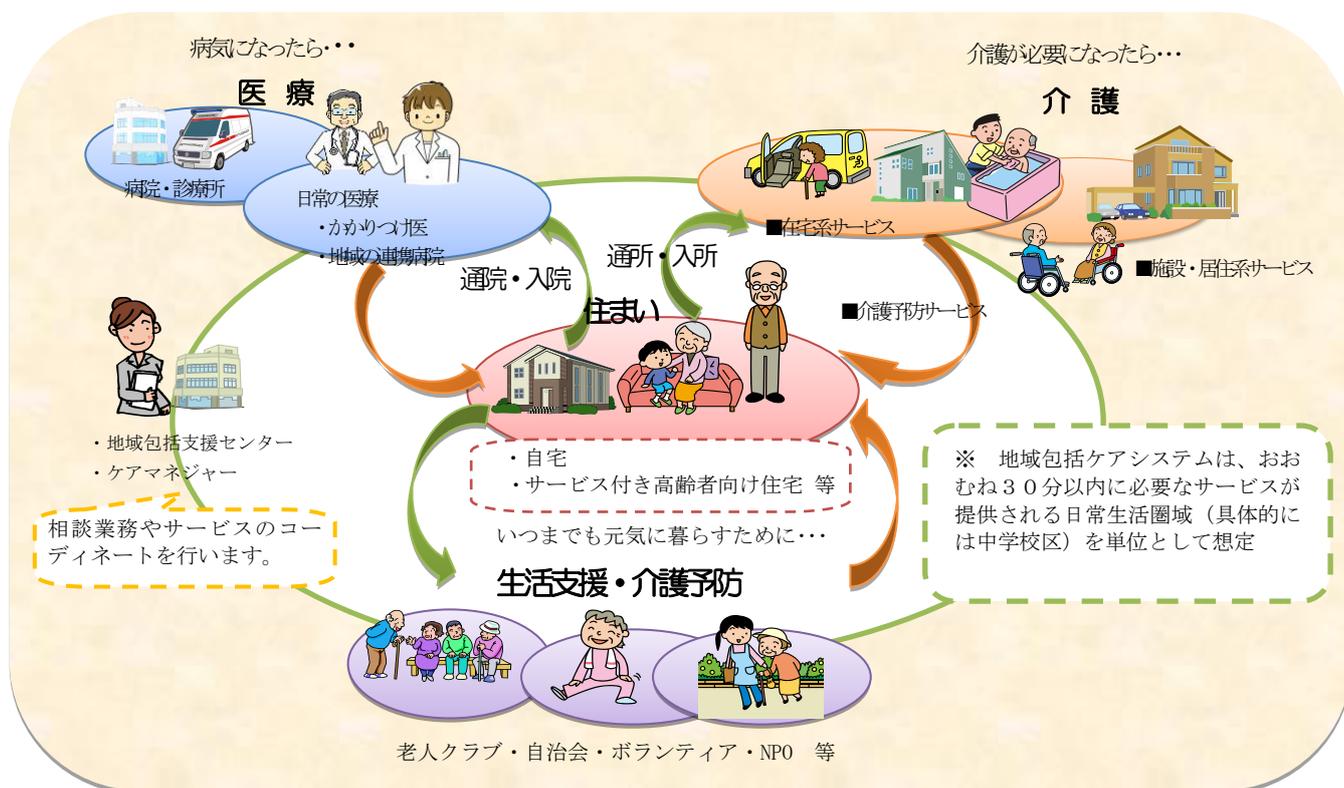
1 高齢者福祉

基本方針

高齢者が地域で安心して、いきいきと健康で充実した生活を送ることができるような地域づくりを推進します。

高齢者福祉施策の展開については、第6期介護保険事業計画において、地域包括ケア体制*を構築するために重要な事項を優先的に取り組むこととします。

地域包括ケアシステムの構築について



資料:厚生労働省

(1) 介護サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で、そして、在宅で生涯を過ごすことを望んでいますが、施設に入所せざるを得ないこともあります。

それでも、できるだけ最後まで地域や在宅で安心して介護やケアが受けられるよう体制を整備します。

また、本町では、福祉職員の慢性的な不足のため、福祉における人材を確保し、現在のサービスの維持・充実を図ります。

★町民が取り組むこと★

☆不安や悩みを1人で抱え込まず、隣近所や役場、事業所などの相談機関を利用します。

★地域が取り組むこと★

☆いつまでも地区で暮らせるように、町民同士のつながりを深める地区の活動に取り組みます。

★事業所が取り組むこと★

☆在宅での生活が安心しておくれるよう訪問介護*、デイサービス*、短期入所*、訪問看護*、訪問リハビリテーション*、小規模多機能型居宅介護*、福祉用具貸与*など介護保険サービスの充実を図ります。

☆養護老人ホーム*・特別養護老人ホーム*の維持・充実に努めます。

☆特別養護老人ホームの建替について検討委員会を開催します。

☆福祉の専門職として資質の向上に努めます。

★行政が取り組むこと★

☆地域包括支援センター*を拠点に、隠岐広域連合・医療機関、福祉事業所との連携を強化し、適切な福祉サービスの提供に努めます。

☆事業所と連携し、介護保険サービスの維持・充実に努めます。

☆介護保険についての情報を町民に分かりやすく周知します。



地域包括支援センター（浦郷シルバー会館）

◆用語◆

- ***地域包括ケア体制** 既存の介護サービスだけではなく、多様な社会資源の活用により、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のことです。
- ***訪問介護** 高齢者の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問して、入浴、排泄、食事などの身の回りのお世話をするもので、社協が行っています。
- ***デイサービス** 高齢者が日帰りで施設に通い、入浴や食事の提供などの日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、西ノ島福祉会（みゆき荘デイサービスセンター）とシオンの園（デイサービスセンター・シオン）が行っています。
- ***短期入所** 施設に短期間入所して、入浴や排泄、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、西ノ島福祉会（みゆき荘と和光苑）が行っています。
- ***訪問看護** 看護師が自宅に訪問し、入浴、排泄、食事などの身の回りのお世話や必要な診療の補助を行なうもので、隠岐島前病院と浦郷診療所が行っています。
- ***訪問リハビリテーション** 専門職が自宅に訪問して、リハビリテーション（機能訓練）を行なうもので、隠岐島前病院が行っています。
- ***小規模多機能型居宅介護** 通所サービス（デイサービスなど）を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行なうものです。
- ***福祉用具貸与** 車いすや特殊寝台の貸与を行うもので、福祉用具のさかが行っています。
- ***養護老人ホーム** 低所得者（町民税非課税）を対象に、自宅での生活が困難な方が入所できる施設で、本町では50人定員の「みゆき荘」があります。
- ***特別養護老人ホーム** 収入に関係なく、要介護3以上で在宅での生活が困難な方が入所できる施設で、本町では定員50人の「和光苑」があります。
- ***地域包括支援センター** 公正・中立な立場から、地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関で、浦郷シルバー会館内に設置されています。



健康教室（船越）

(2) 福祉職員の確保

福祉職員の確保は、重要課題として取り組む必要があります。福祉職員の給与等処遇改善については、国の制度改正に期待せざるを得ませんが、西ノ島町の確保対策として以下のとおり取り組みます。

★町民が取り組むこと★

☆町民自身も積極的に介護の担い手となります。

★地域が取り組むこと★

☆本町で働きたい方の情報を事業所や役場に提供します。

★事業所が取り組むこと★

☆職員の定着が図られるように、勤務体系や賃金面での処遇改善等職場環境の改善を図ります。

☆職場体験を積極的に受け入れる等、学校と連携し事業所の魅力を効果的に紹介します。

☆ホームページや事業所独自の修学資金貸与などを活用し、福祉職員の確保に努めます。

★行政が取り組むこと★

☆町のホームページ、広報誌等で効果的な職員の募集を行います。

☆町の福祉を担う子どもたちを育てるため、学校等と連携し福祉教育の充実に努めます。

☆福祉の専門学校等と連携し、人材確保に努めます。

☆医療・福祉従事者を目指す子どもたちに奨学資金*を優先支給します。

☆Uターン等で介護に従事する者の住宅の確保に努めます。

☆シニア世代を対象に介護の担い手となってもらえるように育成します。

☆福祉事業所に対し福祉専門職員の資質の向上のため各種研修会への参加を支援し、職員の定着と魅力ある事業所への取り組みを行います。

☆福祉事業所と協力して、町内の福祉事業所において新たに福祉従事者として勤務する方に対して、福祉職員等確保対策給付金*を支給します。

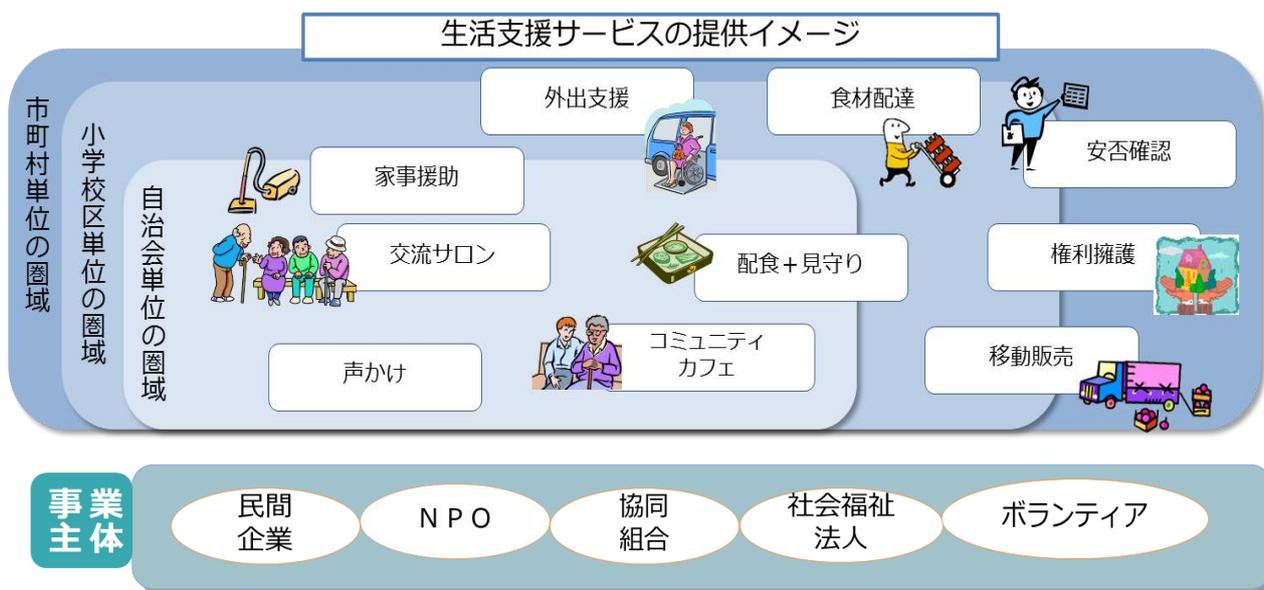
◆用語◆

***奨学資金** 高等学校、高等専門学校、大学（短大・大学院・専門学校を含む）に進学する方に対して奨学資金を貸付します。高等学校は月額2万5千円、高等専門学校、大学（短大・大学院・専門学校を含む）は月額5万円を上限に無利息で貸与し、返還については一定の条件を満たすことで免除されます。

***福祉職員等確保対策給付金** 西ノ島町内の事業所で新たに介護福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士、作業療法士及び理学療法士として従事する方に対し、就業一時金36万円と移転費用として15万円を限度に町が2/3、事業所が1/3負担し、支給する制度です。

(3) 生活支援サービスの整備

公的サービスだけでなく、各地区に合った見守り体制及び町全体の見守り整備・確立を図っていきます。また、地域包括ケア体制における多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供体制の構築を図っていきます。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

資料：厚生労働省



配食見守りサービス（調理）



配食見守りサービス（配食）

★市民が取り組むこと★

- ☆近所の1人暮らしの高齢者への声かけや見守りに努めます。
- ☆災害時の避難方法、支援体制、普段の見守り体制などを確認しておきます。

★地域が取り組むこと★

- ☆社会福祉協議会・民生児童委員*・行政と連携し、要支援者の把握と災害時の支援、普段の見守り体制を確立します。
- ☆地域での見守り・声掛けに取り組みます。

★行政が取り組むこと★

- ☆避難行動要支援者*について、関係部署並びに関係機関と情報を共有します。
- ☆各地区に合った見守り体制及び町全体の見守り体制の整備を図ります。
- ☆携帯電話購入費助成事業*の周知を行います。
- ☆介護予防・日常生活支援総合事業*の体制整備を行います。
- ☆配食見守りサービス*を継続します。
- ☆買い物等支援バス*を運行継続します。

◆用語◆

- *民生児童委員 社会福祉向上のために住民の立場で相談に応じ、福祉サービスの利用支援を行う民間の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されます。
- *避難行動要支援者 75歳以上の1人暮らしの方や75歳以上の高齢者のみの世帯、または障がいを持っている方で、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方。
- *携帯電話購入費助成事業 75歳以上の単身世帯、高齢者や重度身体障がい者等の方が、短縮ボタン、GPS機能の付いた携帯電話購入の際に係る費用の3分の2（上限5千円）を助成する事業です。
- *介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険のサービスと、今まで町の介護予防事業として行ってきた生活支援サービスを一体的に行うことにより、制度間の切れ目なくサービスが受けられる事業です。町では、平成25年から一部実施しており、平成30年度から完全移行する予定です。
- *配食見守りサービス 概ね75歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯に対して、安否確認を兼ねて週1～5回の夕食を届ける事業です。
- *買い物等支援バス 無店舗地区へ買い物等支援バスを週2回運行しています。

(4) 介護予防の推進

『若いも若きも願いは一つ みんなでいきいき 生涯現役』をスローガンとして西ノ島町健康づくり推進協議会が推進している小児期、壮年期からの生活習慣病予防と健康づくりによって、高齢期における要介護状態を予防します。また、高齢者が生きがいをもって充実した生活が送られるよう、老人クラブなど高齢者グループの活動を支援していきます。

★市民が取り組むこと★

- ☆積極的に介護予防や健康づくりに取り組みます。
- ☆地域や行政が開催する催しに積極的に参加します。

★地域が取り組むこと★

- ☆ひとり暮らしの高齢者が孤立しないように、いきいき体操教室*やいきいき健康サロン*など集会所を活用した地区の活動への参加を呼び掛けます。
- ☆地域の中で高齢者自らが高齢者を支える助け合いの活動を行います。
- ☆地域会食交流*などグループ活動を担う人材、後継者を育成します。

★行政が取り組むこと★

- ☆生涯を現役で暮らせるよう効果的な介護予防事業*と健康づくり事業を展開します。
- ☆高齢者のニーズに合った学習や講座を開催します。
- ☆高齢者グループ等地域における自主的な活動に対して支援を行います。
- ☆サロン・健康相談に参加していない高齢者を訪問し、状況確認し、必要な支援を行います。
- ☆運動機能向上、転倒予防のための運動の普及と運動教室を継続します。

◆用語◆

- *いきいき体操教室 介護状態になることを予防するために、インストラクターによる各種体操教室を行う事業です。
- *いきいき健康サロン 住み慣れた地域で、生活意欲の向上を図るため、趣味活動や各種教室を行う事業です。
- *地域会食交流 地域のボランティアグループが行う会食交流会等にあわせ医師や保健師による健康教育・保健指導を行なう事業です。
- *介護予防事業 要介護状態にならないための予防と、介護度の重度化防止、また、介護をしている家族に対する支援を目的とした事業です。(介護予防・日常生活支援総合事業におけるサロン・健康相談・地域会食交流・健康教育・配食見守りサービス・介護者の集いなど)

(5) 医療・介護連携・認知症施策の推進

現在、医療及び介護関係者が定期的に集まり会議を行っており、連携は良好に保たれています。しかし、介護だけでなく医療従事者*も不足していることから、現在の連携が維持できるよう努めます。

また、認知症になっても、地域で安心して暮らせるよう体制整備を図っていきます。

★市民が取り組むこと★

☆積極的に研修会等に参加し、認知症に対する理解を深めます。

★地域が取り組むこと★

☆認知症について理解し、地域で認知症の方を見守っていきます。

☆本町で働きたい方の情報を病院や役場に提供します。

★行政が取り組むこと★

☆町のホームページ、広報誌等で効果的な職員の募集を行います。

☆町の医療を担う子どもたちを育てるため、福祉教育の充実に努めます。

☆医療従事者を目指す子どもたちの奨学資金を優先支給します。

☆隠岐島前病院で医療従事者として勤務する方に対して、病院が就業一時金と移転費用*を助成します。

☆認知症ケアパス*を作成します。

☆市民及び職域を対象とした認知症研修会や認知症サポーター*養成講座を継続していきます。

☆小中学校を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。

☆認知症家族介護者の集いを継続し、家族を支援していきます。

☆認知症早期発見のための関係機関との連携強化を図ります。

◆用語◆

***医療従事者** 医師・歯科医師・看護師・准看護師・薬剤師・作業療法士・理学療法士などの資格を持った方。

***就業一時金と移転費用の支給** 隠岐島前病院で新たに医療従事者として勤務する方に対し、就業一時金36万円と移転費用として15万円を限度に支給する制度です。

***認知症ケアパス** 認知症の方やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければ良いか示したものです。

***認知症サポーター** 認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのことです。

(6) 高齢者の住まいの整備

本町の高齢者は、概ね持ち家に住んでいますが、在宅生活が困難になった場合、町内外を問わず養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設に入所せざるを得ない状況となっています。また、夜間の見守り体制が整備されれば在宅生活が可能な方もいることから、サービス付き高齢者向け住宅*など施設以外の新たな高齢者の住まいについての構想を確立します。

★市民が取り組むこと★

☆できるだけ在宅で暮らせるように、介護予防事業や健康づくり事業に参加します。

★地域が取り組むこと★

☆いつまでも地区で暮らせるように、住民同士のつながりを深める地区の活動に取り組みます。

★行政が取り組むこと★

☆事業所と連携して福祉ニーズを把握し、新たな高齢者の住まい構想を確立します。

◆用語◆

*サービス付き高齢者向け住宅 バリアフリー構造でケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、安否確認及び生活相談サービスを提供する高齢者単身・高齢者夫婦世帯向けの住宅です。



いきいき健康サロン（倉ノ谷）

2 子育て支援

基本方針

多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、経済的支援や各種保育サービスの充実、育児相談・指導など、安心して子育てが行える町づくりに向けて、総合的な施策を推進します。

(1) 子どもを共に育てる制度の充実

女性の社会進出により、仕事と子育ての両立が課題となっています。また、UIターン者やひとり親家庭の増加、医療・介護従事者の確保の面からも子どもを共に育てる制度の充実に取り組みます。

★町民が取り組むこと★

☆子育て短期支援制度*の子育てサポーターになり、子育て家庭の支援の輪を広げます。

★事業所が取り組むこと★

☆各種保育サービス*を充実し、適切な提供を行います。

★職場が取り組むこと★

☆育児休業や子どもの病気休暇など、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを進めます。

★行政が取り組むこと★

☆子育てサポーター養成講座を開催し、サポーターの発掘に努めます。

☆島根県と共同で事業所等を訪問し、仕事と家庭が両立できる職場づくりを進めます。

☆家庭的保育者基礎研修及び認定研修を開催します。

☆事業所と協力して、町内の事業所において新たに保育士として勤務する方に対して、福祉職員等確保対策給付金を支給するなど、保育士確保に努めます。

☆里親制度について周知し、里親登録者を増やします。

◆用語◆

*子育て短期支援制度 保護者が病気や仕事などで児童を養育できない際に、町の支援員に登録された里親等が一期間養育・保護を行います。

*各種保育サービス

① 通常保育事業 保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない児童を、保育所に入所委託します。

また、各保育所において乳児保育や障がい児保育、世代間交流などの地域活動事業にも積極的に取り組んでいます。

今後は、保育ニーズに対応するために保育士の資質向上や保育施設の整備充実に努めます。

② 延長保育事業 就労時間等の理由から、延長保育が必要な保護者に対し、各保育所で独自の延長保育事業を行います。

③ 一時預かり事業 勤務形態の多様化や保護者の急病、育児疲れ解消等による一時的な保育ニーズに対応するため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。

④ 病児・病後児保育事業 保育所に通所中の生後6ヶ月～小学校3年生までの児童が病気または病気の回復期であり、集団保育が困難なときで、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産等の理由で、保護者が保育できない際のニーズに応えるため、医療機関と連携し、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。

⑤ 家庭的保育事業 乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

(2) 子どもの遊び場整備

アンケート調査や保護者意見交換会で要望が多かったのは、子どもの遊び場の整備でした。引き続き、浦の谷こども広場や総合公園等の遊び場の整備及び遊具の設置について推進し、既にある遊具等の管理に努めます。

また、子どもや子育て家庭が気軽に集える児童館等の屋内型施設の整備や本町の自然を活かした遊び場の整備及び事業の実施について推進していきます。

★市民が取り組むこと★

☆事故のないよう子どもの見守りをします。

★行政が取り組むこと★

☆子育て家庭の要望をもとに、遊び場の整備を進めます。

☆遊具等の適切な管理に努めます。

☆町の自然を活かした遊び場の整備及び事業を実施します。

(3) 子育て家庭への経済的支援

若い世代にとって、子育てに経済的不安感が強いことが少子化の一因となっていることから、離島というハンデを少しでも軽減するために各種助成*を実施します。

★行政が取り組むこと★

☆子育て家庭の要望をもとに、効果的な経済的支援に努めます。

◆用語◆

*各種助成

① 保育料の軽減

保育料を軽減し、子育て家庭の負担軽減を図ります。

② 乳幼児医療費の無料化

中学校修了前児の医療費を無料化し、負担軽減を図ります。

③ 不妊治療費の助成

不妊治療を受けている夫婦に対し、一般不妊治療及び特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

④ 妊婦等宿泊施設利用助成

妊娠36週以降は、本土または隠岐の島町での分娩待機が必要となるため、その際の宿泊施設利用費を助成します。

⑤ 出産に係る費用の助成

町外で出産する妊婦に、母子手帳交付後に50,000円（前期）と出生届後に50,000円（後期）の100,000円を支給します。

⑥ 新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成

聴覚障がい早期発見のため、聴覚検査を受けた新生児に要する費用の全額を助成します。

⑦ 町外通院費用の助成

子育て家庭や不妊治療者の町外通院にかかる旅費の助成を行います。



子育てサロン

(4) 子育て相談体制の充実

妊娠から出産、乳幼児期の育児に対しての事業や健診等を通じて、様々な相談の機会を充実してきました。しかし、社会的背景などから家庭の抱えている悩みや不安は多様化してきているため、引き続き、相談体制の強化及び相談窓口等の周知徹底を図っていきます。

また、UIターン者が増加するなかで、地域に早く溶け込めるよう、積極的に声掛け等をしていきます。

★市民が取り組むこと★

- ☆UIターン者への声かけと交流を深めます。
- ☆UIターン者は、子育てサロン等への参加と、地域住民との積極的な交流に努めます。
- ☆子育てサロン等へボランティアとして協力します。

★事業所が取り組むこと★

- ☆子育て支援センター、子育てサロンの充実と参加呼びかけに努めます。

★行政が取り組むこと★

- ☆出生時や転入時に各種子育て支援制度の周知徹底を図ります。
- ☆相談体制の強化及び相談窓口等の周知徹底を図ります。
- ☆UIターン者の相談窓口として転入後のフォローに努めます。

(5) 結婚推進

若者の未婚化が少子化要因の一つとなっていることから、若者の交流を促進するための環境づくりと支援に取り組みます。

★市民が取り組むこと★

- ☆若者の集まりに積極的に参加します。
- ☆結婚を望む男女の相談や仲介を行う、縁結びボランティア「はぴこ」に登録します。

★行政が取り組むこと★

- ☆出会いの場、交流の場を提供し、婚活活動に対して支援します。
- ☆島根県と共同で、「はぴこ」*事業を推進します。

◆用語◆

*はぴこ 「島根はっぴいこーでいねーたー」の愛称。独身男女からの相談に応じ、相談者の相手を見つけるなど出会いのきっかけづくりをする縁結びボランティアです。

3 障がい福祉

基本方針

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に取り組みます。

(1) 福祉サービスの利用の推進と充実

障がい者が住み慣れた地域で自立して安心した暮らしができるよう、サービス提供事業者、関係機関等と連携し、必要な障がい福祉サービス等を展開するとともに、利用者本位のサービス体系を充実するため、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善を図ります。

★市民が取り組むこと★

- ☆福祉サービスについて、聞きたいこと等があれば、気軽に問い合わせます。
- ☆福祉サービスに関する苦情がある場合は、苦情相談窓口を利用します。

★地域が取り組むこと★

- ☆地域に住む障がい者に必要な情報の提供に努めます。

★行政が取り組むこと★

- ☆障がい福祉計画に基づき、**障がい福祉サービス***、**地域生活支援事業***、相談支援事業の充実を計画的に推進します。
- ☆障がい者のニーズや実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等と連携した町の実情に即した福祉サービス等の充実や質の向上に努めます。
- ☆障がい者が利用できる各種福祉制度や事業について、情報提供の充実を図ります。
- ☆サービス利用者から苦情があった場合には、その解決に向け適切に対応します。

＊障がい福祉サービス

種別	サービス名	内 容
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 給付	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に相談、入浴や排泄、食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。

＊地域生活支援事業

事業名	対 象	内 容
コミュニケーション支援	身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者	聴覚障がい者等の社会参加促進のため、通院や学校行事の参加等に手話通訳者等を派遣します。
移動支援	屋外での移動に介護が必要と認められる障がい者等	通院やフェリーへの乗船等のための移動で、介護が必要と認められる人を対象に送迎をします。
日中一時支援	日中、監護する者がいないため、一時的に見守りが必要または、社会に適応するために訓練が必要と認められた方	障がい福祉サービス事業所等で障がい者に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等を実施します。
自動車運転免許取得費の助成	運転免許証の取得が必要な身体障がい者	身体障がい者が自動車運転免許を取得するために、自動車教習所に支払った費用の2/3以内(10万円を限度)を助成します。
自動車改造費の助成	身体障害者手帳の交付を受けている者で、運転する自動車を改造する必要がある方	身体障がい者本人が自動車を改造して運転する場合、10万円を上限として改造費用を助成します。 ※所得制限あり
成年後見制度利用支援	知的または精神障がい者で、成年後見制度の利用を必要とし、その費用負担が困難な方	成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

(2) 生活環境の整備

地域において、障がい者が安全して自由に外出や移動ができるよう、障がい者にやさしい生活環境づくりに取り組みます。

★町民が取り組むこと★

☆歩道や狭い道路に障害となる物を置かないようにします。

★地域が取り組むこと★

☆地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供します。

★行政が取り組むこと★

☆公共施設や道路を整備する場合、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づく整備に努めます。

☆道路の段差の解消、歩道の整備など安全な道路整備に取り組みます。

☆ユニバーサルデザインやバリアフリーについて、広報・啓発活動に努めます。

(3) 相談支援の充実

関係機関や事業所等との連携を図りながら、悩みや不安等を抱える障がい者の様々なニーズに適切に対応する相談支援を推進するとともに、公的機関の相談窓口の機能の充実を図ります。

★町民が取り組むこと★

☆悩みや不安、困りごと等があれば、気軽に相談します。

☆障がい者が悩んでいたら、相談窓口を利用するよう、声掛けをします。

★地域が取り組むこと★

☆地域に住む障がい者が生活上の悩みや不安等を抱えていたら、相談支援が必要な場合には、相談窓口へつなぎます。

☆役場、関係機関からの情報を地域に広めます。

★行政が取り組むこと★

☆障がい者の様々なニーズに適切に対応するため、相談窓口の機能の充実を図ります。

☆障がい者が早期に相談することができるように相談窓口の周知を図ります。

☆相談窓口を担当する職員の資質向上のため、各種研修の充実を図ります。

(4) 理解・啓発活動の推進

障がいの有無にかかわらず、地域社会の一員として尊重される社会をめざし、理解し支え合う意識を持つ仕組みづくりを推進します。

★町民が取り組むこと★

☆障がいに関する研修会や障がい者が参加するイベント等に積極的に参加し、障がいに対する理解を深めます。

★事業所が取り組むこと★

☆障がい者と実際にふれあうことができる機会の提供に努めます。

★行政が取り組むこと★

☆障がいや障がい者に対する理解を深めるための広報活動の充実を図ります。

(5) 災害への備えと支援活動の推進

日頃から地域と協力し、災害時に支援が必要な障がい者の避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災等に関する情報を提供し、支援体制を強化します。

★町民が取り組むこと★

☆災害時にすぐに避難できるよう、防災用品、避難場所、避難経路を確認します。

☆防災訓練などに積極的に参加します。

☆日頃から近隣と交流を持ち、災害時の支援を頼みます。

★地域が取り組むこと★

☆支援を必要とする人の手助けができるよう、地域で防災体制を推進します。

★行政が取り組むこと★

☆避難行動要支援者の情報について関係部署や関係機関と共有します。

☆「地域防災計画」に基づき、要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように支援します。

☆福祉避難所における避難時に必要な設備を検討します。

☆地域との連携を強化し、支援体制の強化に努めます。

(6) 障がい児支援

障がいのある子どもが地域の中で育ち、将来を見据えながら安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な支援の提供を図ります。

★市民が取り組むこと★

☆地域に住む障がい児の見守りをします。

★事業所が取り組むこと★

☆障がいに関する研修機会を確保し、サービスの向上に努めます。

★行政が取り組むこと★

☆早期発見・早期療育に努めるため、関係機関と連携した療育支援体制の推進を図ります。

☆一人ひとりのライフステージを見通した保育・教育を行えるよう、家族も含めた相談体制、就学支援体制づくりに努めます。

☆保育所や学校への受け入れが円滑に行えるよう、人的体制を整えるとともに施設や設備の整備を推進します。



ございな（作業）



ございな（バザー）

4 生活困窮者に対する自立支援

基本方針

様々な要因で生活困窮になった生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等に取り組みます。

(1) 生活困窮者に対する相談支援体制の充実

平成27年度から、生活困窮者自立支援法*が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととなります。

町では関係機関との連携により、生活困窮者に対する総合的な相談支援体制を構築し、相談者が生活困窮から抜け出し、自立した生活を送ることができるようきめ細やかな支援を行います。

★町民が取り組むこと★

☆生活困窮者支援に対し理解を深め、支援が必要な人に早めに相談するよう促します。

★地域が取り組むこと★

☆支援が必要な人に対し地域の民生児童委員や区長等を通じ、相談窓口へ訪問できる環境づくりに努めます。

★行政の役割★

☆すべての生活課題を受け止めることができる相談窓口を設け、相談を受けられる体制を整えます。

☆生活困窮者が自立に向かうことができるよう関係機関等と連携し、伴走型の支援を行います。

☆生活困窮者への支援という新たな仕組みを町民へ周知します。

◆用語◆

*生活困窮者自立支援法 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的として制定された法律（平成27年4月施行）

5 健康づくりの推進

基本方針

『若いも若きも願いは一つ みんなでいきいき 生涯現役』を実現していくために、子どもから高齢者まで互いのつながり（絆）を大切にし、生涯を通じて“こころとからだの健康づくり”“介護予防”“高齢者の生きがいづくり”を推進します。

具体的な取り組みについて

- 母子（学校）保健部会では、栄養・食生活、歯科保健、子どもたちの健康づくりに取り組みます。
- 地域保健部会では、運動・休養・ストレス対策、寝たきり予防、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。
- 産業保健部会では、アルコール、たばこ、健康診断、働き盛りの健康づくりに取り組みます。

1. 生涯を通じた健康づくりの推進

1) 将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進

- 子どもや若者の基本的な食生活や生活習慣の確立

2) 働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進

- 生活習慣のさらなる改善
- 行政・職域・医療機関等の連携強化による健康づくりの推進
- 健康づくり情報発信

2. 高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり

- 生涯現役宣言の啓発
- 介護予防事業の推進

3. 疾病の早期発見、合併症・重症化の予防

- 特定健診や事業所健診、がん検診等の受診率の向上
- 効果的な健康診断や保健指導の実施体制の整備
- 生活習慣病患者を継続的に支援するための体制整備

4. 多様な実施主体による連携のとれた効果的な取り組みの推進

- 地域・学校・職域・医療・福祉・各種団体・行政等との連携

『健康にのししま21（第二次）』の実現に向けて

～ライフステージごとの健康づくり～

乳幼児期（0～5歳）



『正しい生活習慣をつけ、のびのび育てましょう』

- ◆小さい頃から薄味の食生活を身につける
- ◆早寝早起きの基本的な生活習慣を身につける
- ◆仕上げ磨きの習慣をつけ、むし歯を予防する
- ◆発達に応じた刺激と適度な運動を取り入れる
- ◆お菓子やジュースのとり方に注意し、おやつ時間を決める

学童期（6～11歳）



『学校・地域と連携し、元気もりもり育てましょう』

- ◆正しい食習慣を身につける
- ◆早寝早起きの生活習慣を継続する
- ◆食べたら歯を磨く習慣をつけ、むし歯を予防する
- ◆体を動かし運動習慣を身につける
- ◆たばこやアルコールの害を知り、はじめの1本、はじめの一口を吸わない、飲まない

思春期（12～17歳）



『正しい生活習慣を身につけ、わくわく未来へ羽ばたきましょう』

- ◆欠食・偏食・孤食に気を付ける
- ◆十分な睡眠・ストレス解消を心がける
- ◆食べたら歯を磨く習慣をつけ虫歯を予防する
- ◆積極的に運動をする
- ◆たばこやアルコールの害を知り、はじめの1本、はじめの一口を吸わない、飲まない

青年期（18～39歳）



『自分の健康について知り、ばりばり元気に過ごしましょう』

- ◆欠食・偏食をせず、バランスのとれた食事をする
- ◆十分な睡眠・ストレス解消を心がける
- ◆積極的に運動をする
- ◆たばこ・アルコールについて考え見直す
- ◆年1回は健康診断やがん検診・歯科健診を受け、自分の健康状態を知る

壮年期（40～64歳）



『もう一度健康について考え、いきいき元気に過ごしましょう』

- ◆野菜を取り入れたバランスのよい食事をする
- ◆十分な睡眠・ストレス解消を心がける
- ◆自分に合った運動を習慣づける
- ◆節度ある適度な飲酒につとめる
- ◆喫煙者は分煙・禁煙につとめる
- ◆1日1回は丁寧に歯を磨く
- ◆年1回は健康診断やがん検診・歯科健診を受け自分の健康状態を知り、生活習慣を見直す
- ◆地域の活動に参加し、仲間づくりを心がける

老年期（65歳以上）



『いつまでも、元気でゆうゆうと暮らしましょう』

- ◆野菜を取り入れたバランスのよい食事をする
- ◆十分な睡眠・ストレス解消を心がける
- ◆自分に合った運動を習慣づける
- ◆1日1回は丁寧に歯を磨く
- ◆年1回は健康診断やがん検診・歯科健診を受け自分の健康状態を知り、生活習慣を見直す
- ◆地域の活動に積極的に参加し、仲間づくりにつとめる

西ノ島町地域福祉活動計画

この地域福祉活動計画は、西ノ島町が策定した「地域福祉計画」の基本的な考え方を受け、地域住民の立場から地域福祉活動を、どのようにして進めていくかをまとめたものです。

また、計画推進の効果を上げるため、「西ノ島町地域福祉計画」と「西ノ島町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。



地域会食交流会（美田尻）

西ノ島町社会福祉協議会

策定にあたって

この度、西ノ島町が策定した「西ノ島町地域福祉計画（二次）」は、「みんなで支え合い、生涯を現役で過ごせるまちづくり」の基本理念を踏襲していますが、西ノ島町社会福祉協議会もこの理念に沿って「西ノ島町地域福祉活動計画（三次）」を策定して具体的な取り組みを進めることになりました。

活動計画を立案するにあたって、福祉の視点をもって行動できる人を育成することをめざし、そのために「行動を促す」・「事実を理解する」・「感性を育てる」観点から、計画の見直しを図りました。

行政や各種団体等と相互連携を図りながら、地域活動や社会参加のシステムづくりを基本目標①から④の項目に示し、活動等の整理・統合を図りました。

また、用語の中で地域住民の方々に理解しにくいものについては、用語の注釈を記載し、アンケート調査の結果を資料として掲載しました。

平成16年に「西ノ島町地域福祉活動計画」を策定して10年が経過しました。この間、地域活動、ボランティア活動、各種団体等の活動において、少しずつ成果をうかがうことができました。その一方で、西ノ島町は少子化・高齢化が進み、高齢化率も現在では40%を超え、一層住民相互の支え合いが求められています。

「ふるさと福祉学習推進者養成講座」の講演のなかで、講師は、『福祉』とは『**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせを皆でつくろう。』ということであると話されました。この言葉を地域住民の方々にも理解しやすく、一人ひとりの福祉観を豊かにする方向性を示したものであると思います。

地域住民相互の支え合いによる地域づくりが、安心して暮らせる町づくりにつながります。

住民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成27年3月



西ノ島町社会福祉協議会
会長 前田 安住

基本目標①

生涯を自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、ボランティア活動や地域活動ができる環境づくりを進め活動の支援を行います。

①ボランティアの育成と充実

◆ふれあいセンター事業の充実

- ・地域応援隊*の活動に関する啓発・普及事業に継続して取り組みます。
- ・活動の斡旋・相談・支援活動の充実に努めます。

◆各種団体のネットワーク化

- ・町内で活動する各種団体の連絡会を行い、連携を図りながら、まちづくりについて話し合う場を設けます。

◆研修会の開催

- ・団塊世代を対象とした、ボランティア養成講座を開催し、地域の活動を担う人材を育成します。

②生きがいづくり

◆ボランティア活動の支援

- ・地域の多様な課題を解決するために実施する地域のボランティア活動を支援します。

◆ふれあいまつりの開催

- ・ボランティア団体が日頃の活動を発表する場として、また、参加団体相互の交流の場、ネットワークづくりの場として実施します。

◆用語◆

*地域応援隊 安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、住民同士の助け合い活動や、町づくりに協力して下さる団体の総称（西ノ島町での名称）です。

基本目標②
みんなで支え合うまちづくり

地域住民が主体となり、支え合いや見守り体制が確立できるよう関係機関と連携しながら地域の実情にあった福祉活動を支援します。

①住民参加を促す活動の推進

◆広報活動

- 事業内容を住民にわかりやすく知らせるために、ホームページ、タブレット、社協だよりを活用し広報活動の充実を図ります。
- 各種補助金、助成金の紹介と活動の支援を行います。
- 各種団体の活動を広報誌で紹介します。

◆相談・情報提供

- ふれあいセンターの運営によるボランティア活動の把握、相談、調整、情報提供を行います。



警察のお話（子育てサロン）

②地域の实情にあった福祉活動の推進

◆地区ごとの活動の推進

- ・自治会区福祉活動計画*の見直しを支援し、「しまね流自治会区福祉活動推進事業」*を継続して実施します。

◆活動の支援

- ・地域住民が主体となって課題解決に向けて取り組む活動を支援します。

◆見守り体制の確立

- ・避難行動要支援者について、地区、行政、民生児童委員協議会との連携により、各地区に合った見守り体制づくりに取り組みます。
- ・防災や減災をテーマとした取り組みを通して、日頃の地域の繋がりや小地域の活動、見守り等の重要性を再確認し「災害時にも強い地域づくり」を推進します。

◆用語◆

*自治会区福祉活動計画 市町村よりも身近な地域の範囲、小地域の単位で生活・福祉課題を住民が共有し、課題解決に向けた目標やスケジュール、運営する組織体制、財源等を整理してまとめた活動計画書です。

*しまね流自治会区福祉活動推進事業 地域の生活課題解決に向けた小地域福祉活動を実践する組織、団体等に対し、活動支援組織を結成し、その取り組みを支援する事業です。



福祉活動推進事業（大山）

基本目標③

安心して快適に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して過ごせるよう在宅福祉サービスの充実に努めます。

①在宅福祉サービスの充実

◆介護保険事業

- ・在宅生活を安心して送ることができるよう訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護などの介護保険サービスの充実に努めます。

◆人材確保

- ・職場環境の改善、処遇改善に向けて取り組みます。
- ・福祉職員等確保対策給付金を活用し、職員の人材確保に努めます。

◆資質の向上

- ・資格取得、研修、講座などへの積極的な参加を促します。

◆関係機関との連携強化

- ・地域包括支援センター、医療機関、介護保険サービス事業者と連携を図り、適正なサービスの提供に努めます。

◆認知症高齢者の支援

- ・認知症高齢者、家族からの相談に応じ、安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。

②生活支援サービスの充実

- ・配食見守りサービス事業を継続して実施し、高齢者の安否確認に努めます。
- ・地域応援隊の有償サービスを活用し制度の狭間の困りごとを解決するため、サービスの充実に努めます。
- ・地域の実情にあった見守り体制を構築するため、地域の福祉活動を支援します。

③福祉サービスの情報提供

◆広報活動

- ・行政と連携し、パンフレット、チラシの作成、ホームページの活用に取り組みます。

◆総合相談

- ・関係機関と連携し、日常生活自立支援事業*、資金貸付事業*等日常生活上の問題解決に向けて取り組みます。
- ・訪問介護員、介護支援専門員、介護職員等、全職員が利用者・家族・地域住民の相談に応じ、関係機関との連絡調整を行います。
- ・生活困窮者に対し貸付金等の相談を行い、行政と連携し、自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

④子育て支援

- ・行政、民生児童委員協議会、子育て支援センターと協力し、子育てサロンを継続して行います。
- ・地域応援隊により、一時預かり*サービスを行います。
- ・新生児お祝い品贈呈事業*を継続して行います。
- ・Uターン者への声掛けと仲間づくりを支援します。

◆用語◆

- *日常生活自立支援事業 判断能力の不十分な方を対象とし、日常の金銭管理・各種福祉サービスの利用援助・重要書類の預かり等を行う事業（時間：1,000円）です。
- *資金貸付事業 低所得者、障がい者、失業者等を対象に、生活困窮時における資金の貸付を行う事業です。
- *一時預かり 地域応援隊の協力会員が社会福祉協議会の2階大広間のスペースで、子供を短時間預かる事業（利用するには、利用会員の登録と子ども1人につき1時間600円の利用料が必要）です。
- *新生児お祝い品贈呈事業 年度内（4/1～3/31）に産まれた新生児を対象に、お祝い品として図書カードを贈呈する事業です。

基本目標④
福祉の心を育むまちづくり

啓発活動や福祉教育の推進、関係機関との連携を図りながら、住民相互の支え合いによる地域づくりを進めます。

①意識を高める活動の推進

◆啓発活動

- 広報誌を活用した活動事例の紹介を行います。
- 障がい者への理解を深めるため、あいサポート運動*を推進します。

◆福祉教育の推進

- 学校との連携により福祉教育の推進に取り組みます
 世代間交流事業（施設訪問・地域の高齢者との交流・学校ボランティアの登用）
- 地域における福祉教育の推進に取り組みます。
 体験活動やボランティア活動への積極的参加、交流活動、研修会などの開催
- 共同募金配分金による財源支援、活動支援を行います。

②ネットワークの推進

◆関係機関団体との連携

- 学校、公民館、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域住民等と連携した取り組みを強化します。
- 行政、医療、福祉関係者との連携強化に取り組みます。
- 民間団体のネットワーク化（ふれあいまつり、各種団体の連絡会、ふれあいセンターへの登録）に取り組みます。

◆用語◆

*あいサポート運動 多様な障がいの特性や障がいのある方の困りごと、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、必要な時にちょっとした手助けができる“やさしくて温かい地域社会づくり”を目指す運動です。

■期 間：平成26年8月21日～10月24日

■アンケート方法：①社会福祉協議会が町より委託を受けて実施している「いきいき健康サロン」6地区、「リラックス体操教室」3地区の参加者を（回答数：116件）対象に実施

②訪問介護事業所の利用者を対象に実施

③西ノ島町老人クラブ連合会の内、さざんか倶楽部の会員を対象に実施

設問1. 家族構成

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	一人暮らし	35		4	7	20	3	1
2	夫婦二人暮らし	53		15	25	13		
3	子供夫婦と同居	6				6		
4	その他	22	1	3	9	8	1	
	合計	116	1	22	41	47	4	1

■夫婦二人暮らしが一番多く、順に一人暮らし、その他(3人家族)、その他(2人家族)等となっている。アンケート回答数の年齢別では、80歳代が一番多く、順に70代、60代となっている。

設問2. 地域での暮らしの中で、不安や困ったなと感じることがありますか。(いくつでも○可)

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	健康や病気のこと	63	1	9	23	28	2	
2	介護に関すること	37		5	17	14	1	
3	老後の生活のこと	50		10	20	18	2	
4	経済的なこと	10		4	2	4		
5	近所づきあい、友達づきあいのこと	8		2	2	4		
6	交通の便に関すること	26		3	11	10	1	1
7	防犯、地域の安全のこと	8		1	3	3	1	
8	災害時のこと	31		4	14	12	1	
9	気軽に相談できる人(機関)が少ないこと	11		1	2	7	1	
10	その他	4	2	1		1		
11	特になし	20		4	8	6	2	
12	無記入	4			1	3		

■健康や病気のこと、老後のこと、介護に関すること、災害時のことについて不安、困ったなと感じている方が多い。又、特になしと答えた方も若干おられる。気軽に相談できる人(機関)が少ないことに不安、困ったなと感じている方もおられることから、気軽に相談できる環境づくりを検討する必要がある。

設問3. 日常生活の中で困ったときに、相談したり、手助けを頼める人(機関)はいますか。(いくつでも○可)

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	同居の家族	49	1	8	19	21		
2	別居の家族や親戚	55	1	6	17	27	4	
3	近所の人	37		5	19	12		1
4	友人、知人	24		5	12	6	1	
5	役場	4				4		
6	地域包括支援センター	6		1	2	2	1	
7	区長	14		1	6	7		
8	社会福祉協議会	23		4	6	10	3	
9	民生・児童委員	15		2	9	3	1	
10	介護保険ケアマネジャー	23		2	7	11	3	
11	医師・看護師	25		6	9	8	2	
12	警察	4		1	2	1		
13	相談したり、手助けを頼める人(機関)はいない	4			1	3		
14	わからない	4			2	2		
15	その他	4			2	2		
16	無記入	4		2	1	1		

■別居の家族や親せき、同居の家族が多く、次に近所の人、医師・看護師、友人・知人の順になっている。さらに利用者としてヘルパー(社会福祉協議会)、ケアマネジャー、民生・児童委員、区長への相談も多い。役場、地域包括支援センター、警察等公的な機関への相談は少なく、移動手段の問題や出かけてまで相談する必要はなく、身近に関わる人に相談する傾向が多い。

設問4. 買い物についてお答え下さい。

設問4-①買い物に週何回行きますか。

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	毎日	14	1	2	6	5		
2	週1回	25		4	8	12		1
3	週2回	19		3	9	7		
4	週3回以上	38		10	14	14		
5	その他	14		3	4	5	2	
6	無記入	6			2	2	2	

■週3回以上が一番多く、次に週1回、2回、毎日の順になっている。その他では、少数で家族、ヘルパーに頼む、商店に配達してもらう、子供に送ってもらうとなっている。

設問4-② 移動手段は、何ですか。(いくつでも○可)

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	徒歩	39	1	5	18	15		
2	自転車	10	1	1	5	2		1
3	知人、近隣の人の車に同乗	13		1	4	8		
4	買い物バス	15			4	11		
5	定期バス	14			3	11		
6	タクシー	8		1	1	5	1	
7	バイク	7		2	3	2		
8	自家用車	40	1	9	23	6	1	
9	その他	5			2	1	1	
10	無記入	11		1	2	8		

■買い物の移動手段は、自家用車が一番多く、次に徒歩、買い物支援バス、定期バス、知人、近隣の人の車に同乗の順になっている。

設問4-③ 商店に電話で注文し、配達してもらったことがありますか。

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	ある	38			13	23	2	
2	ない	68	3	20	23	20	2	
3	無記入	10		1	4	4		1

設問5. 通院、外出についてお答え下さい。

設問5-①通院頻度は、どのくらいですか。

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	月1回	44		8	13	20	2	1
2	月2回	20		2	9	9		
3	その他	47	1	11	20	15		
4	無記入	5		1		3	1	

設問5-② ①の移動手段は、何ですか。(いくつでも○可)

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	徒歩	23		3	10	9		1
2	自転車	6		1	2	2		1
3	知人、近隣の人の車に同乗	10			2	7	1	
4	定期バス	34		1	10	22		1
5	タクシー	17		2	5	9	1	
6	バイク	5		2	1	2		
7	自家用車	39	1	13	20	5		
8	その他	4			3	1		
9	無記入	9		2	2	4	1	

設問5-③ 買い物、通院以外の外出頻度は、どのくらいですか。

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 週1回	12		1	5	6		
2 週2回	25		2	12	10		1
3 その他	64	1	15	26	20	2	
4 無記入	15		3		11	1	

■買い物、通院以外の外出頻度は、その他(毎日)が最も多く、次に週2回、週1回と意外に外出している傾向にあることが読み取れる。

設問5-4 ③の移動手段は、何ですか。(いくつでも○可)

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 徒歩	56	1	10	23	21		1
2 自転車	11	1	1	6	2		1
3 知人、近隣の人の車に同乗	9			3	5	1	
4 定期バス	27		2	7	17		1
5 タクシー	14		1	5	7	1	
6 その他	47	2	12	24	9		
7 無記入	24		9	3	11	1	

■③の移動手段は、徒歩が最も多く、次に定期バス、その他(自家用車)の順になっており、近隣や徒歩で行ける範囲の外出が多い。

設問6. 以下の内容で困ったことがありますか。(いくつでも○可)

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 障子、ふすまの張り替え	22		2	9	11		
2 草取り	16		1	7	7		1
3 庭木の剪定	18		3	8	6		1
4 ゴミ出し	6			1	5		
5 ちょっとした電化製品修理・使用方法	17		2	5	9	1	
6 簡単な家の修理	10		2	2	6		
7 墓掃除	12		2	3	7		
8 区の作業	8			2	6		
9 買い物	8			3	5		
10 話し相手がない	4				3	1	
11 特にない	35	1	8	14	11	1	
12 その他	5			1	4		
13 無記入	20		5	6	8	1	

■特にないが最も多く、次に障子、ふすまの張り替え、庭木の手入れ、ちょっとした電化製品修理・使用方法、草取り、墓掃除等の順になっており、専門的な作業や時間を要する作業に困っている。

設問7. 上記6の困りごとを、相談したり、解決するのに手助けを頼める人(機関)はありましたか。(いくつでも○可)

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 同居の家族	43		8	17	17	1	
2 別居の家族や親戚	34		4	9	19	1	1
3 近隣の人	15		2	10	3		
4 友人、知人	18		3	8	7		
5 民生・児童委員	9		1	4	4		
6 区長	5			2	3		
7 ふれあいセンター	2			1	1		
8 専門の業者(大工、森林組合、電器屋、便利屋等)	21		3	11	7		
9 個人的に町内の人にお金を払ってしてもらった	12		1	5	5	1	
10 相談したり、手助けを頼める人(機関)がない	5		2	1	2		
11 その他	8	1		2	4	1	
12 無記入	19		6	8	5		

設問8. 社会福祉協議会では、地域応援隊の事業(有償ボランティアサービス)を行っていますか。知っていますか。

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 知っている	66		12	30	22	1	1
2 知らない	28	1	4	5	18		
3 聞いたことはあるが内容まではよくわからない	19		6	6	6	1	
5 無記入	3			1	1	1	

■知っているが最も多く、次に知らない、聞いたことはあるが内容まではよくわからないとなっている。

設問9. 近隣の方とどの程度のお付き合いをしていますか。

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 親しくお付き合いしているお宅がある	90	1	15	34	38	1	1
2 自治会や隣近所の行事だけ付き合う	6		2	1	3		
3 たまに立ち話をする程度	22	1	4	9	7	1	
4 会えば挨拶をする程度	15	1	4	4	4	2	
5 付き合いがほとんどない	2				2		
6 無記入	2				2		

■親しくお付き合いしているお宅があるが最も多く、次にたまに立ち話をする程度、会えば挨拶をする程度、自治会や隣近所の行事だけ付き合うの順となっている。又、付き合いがほとんどないという方もおられる。

設問10. 2～3日留守をする際に、近隣等に出掛けることを伝えますか。

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 近隣に伝える	62		13	32	15	1	1
2 区長、組長に伝える	16		4	5	7		
3 町内の親戚、知人に伝える	45	1	7	18	19		
4 伝えない	17		3	3	10	1	
5 無記入	5				4	1	

■近隣に伝えるが最も多く、次に町内の親戚、知人に伝える、伝えない、区長・組長に伝えるの順になっている。

設問11. 地区内で、今後必要と思われることは次の内どれですか。(いくつでも○可)

	計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1 地域内での助け合い、支え合い(声掛け、見守り、サポート等)	65	1	17	25	21	1	
2 災害時の対応について(災害時の避難場所、避難方法の体制整備)	51	1	10	21	19		
3 地域行事(祭り、盆行事等)の継続、伝承、参加	42	1	12	13	14	2	
4 地域の人が気軽に集まれる場所(定期的なサロン開催等)	42		10	16	14	1	1
5 介護予防や健康づくり等、各種教室、講習会の開催	39	1	7	17	14		
6 その他	4				4		
7 無記入	12		2	3	6	1	

■地域での助け合い、支え合い(声掛け、見守り、サポート等)が最も多く、次に災害時の対応について(災害時の避難場所、避難方法の体制整備)、地域行事(祭り、盆行事等)の継続、伝承、参加、地域の人が気軽に集まれる場所(定期的なサロン開催等)、介護予防や健康づくり等、各種教室、講習会の開催、その他の順になっている。

設問12. あなたは、健康や福祉について、どのような情報が知りたいですか。(いくつでも○可)

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	健康づくりについて	32	1	4	14	13		
2	子育てについて	1				1		
3	高齢者についてのサービス情報	53	1	4	22	23	3	
4	障がい者についてのサービス情報	17		2	5	8	2	
5	介護保険について	39	1	8	10	19	1	
6	福祉サービス事業所について	25	1	6	9	8	1	
7	ボランティア活動等の地域活動について	23	1	6	9	7		
8	特になし	15		6	2	6	1	
9	その他	1			1			
10	無記入	11		4	4	3		

■高齢者についてのサービス情報をもっとも多く、次に介護保険について、健康づくりについて、福祉サービス事業所について、ボランティア活動等の地域活動について、障がい者についてのサービス情報について、子育てについての順になっている。

設問13. 今後、西ノ島町や社会福祉協議会が力を入れるべきことは、次の内どれですか。(いくつでも○可)

		計	50代	60代	70代	80代	90～	不明
1	助け合える環境、地域での支え合い(声掛け、見守り、サポート等)	52	1	11	21	17	1	1
2	福祉施設の充実	43		8	15	17	2	1
3	医療体制の整備	43	1	10	17	13	1	1
4	福祉サービスの充実(質の向上、在宅介護等)	36	1	5	14	15	1	
5	若者定住対策と子育て支援	23		8	5	8	1	1
6	福祉サービス情報をわかりやすく提供すること	30	1	5	9	13	2	
7	介護予防・健康づくり事業の充実	30	1	3	15	10	1	
8	高齢者の生きがいづくり	43	1	10	18	14		
9	医療・福祉関連従事者の確保と充実	30		7	13	9	1	
10	高齢者が集える場所、環境、行事等の充実	29		5	12	11	1	
11	買い物支援	22		3	11	8		
12	交通機関の充実	26	1	2	16	7		
13	高齢者が気軽にいつでも相談できる場所(雰囲気)が必要	40		7	16	17		
14	わからない	10		3	2	4	1	
15	その他	5		2		2	1	
16	無記入	4		1	2	1		

■助け合える環境、地域での支え合い(声掛け、見守り、サポート等)が最も多く、次に福祉施設の充実、医療体制の整備、高齢者の生きがいづくり、高齢者が気軽にいつでも相談できる場所(雰囲気)が必要、福祉サービスの充実(質の向上、在宅介護等)が多い項目となっている。

今回のアンケート集計結果から

① 普段の生活の中で不安や困りごとは身近な方へ相談される傾向があり、公的な相談機関へ出かけてまで、相談することには抵抗がある、もしくは移動手段が困難ということが考えられる。

さらに最後の設問13で、高齢者が気軽に相談できる場所(雰囲気)が必要と答えた方が、二番目に多く、待つ姿勢の相談機関ではなく、地域内に身近な相談機関を設置し、専門機関へ繋ぐ体制づくりを検討する必要がある。

② 外出の機会は、買い物、通院を含めて多く、少ない交通機関を利用しながら外出の機会を確保している。

又、無店舗の地域では、買い物バスの利用も地区によっては定着してきている。さらに、地域内で近隣の車に同乗して外出の機会を確保しており、近隣と密な関係にあることが分かる。

しかし、地域で生活する上で、今後高齢化に伴い交通機関を利用することが困難な状況が増えることに対応するために買い物の移動販売や商店の配達、地域内での支え合いでの買い物支援や外出支援等を含めた生活支援サービスの方法等を検討していく必要がある。

③ 困りごとの内容では、高齢に伴い身体的にできない状況となり、専門的な作業や時間を要する作業は、他者に頼むことが多くなっている。このような困りごとを家族、町内の親族、知人、専門業者、民生児童委員、区長、組長等に頼むことができ、地域の繋がりが保てている。

一方で、困りごとの内容によっては、対応する側の許容範囲もあり、必ずしもニーズに対して双方が満足いく結果となっているか検証が必要である。

又、近隣との繋がりが無い方やIターン者等への支援方法についても検討が必要である。さらに、ふれあいセンターについて、知らない、知っているが内容はよくわからないという方が半数近い為、利用しやすいふれあいセンターとして、周知の仕方や協力体制の在り方を関係機関等を含めて検討する必要がある。

④ 近隣との関係性は、設問9と設問10の結果でわかるように、地域の繋がりが強いことが伺える。一方で付き合いがほとんどない、伝えないと答えた方もおられたことから、個人の意思もあるが地域内での孤立化等の心配も否めない。

又、設問11では、地域内での助け合い、支え合い(声掛け、見守り、サポート等)を選んだ方が多いことから、設問9、10で近隣との繋がりが強いと思われたが、地域内での助け合い、支え合いを具体的に実感できていないことが推測される。

今後、地域内での助け合い、支え合いを具体的な形にして、住民同士が地域の助け合い、支え合いを実感できるよう地区内での取り組み内容を検討する必要があり、安心して暮らせる地域づくりに取り組めるよう地区の取り組みを行政、社協が支援する必要がある。

又、設問11の地区内で今後必要と思われる項目については、社会福祉協議会が取り組む「しまね流自治会区福祉活動推進事業」を継続し、地域住民が自分たちの地域の課題として話し合い、地域の課題解決に向けて取り組むことができるよう支援する必要性を感じる。

⑤ 設問12について、知りたい情報については、高齢者のサービス、介護保険、健康づくりが多い。地区レベルでの情報提供や行政、社協からの情報提供においては、わかりやすいこと、必要な人へ必要な情報が届けられるような工夫が必要である。

地域アセスメント実施

■期間

平成26年9月19日～11月19日

■対象

15地区(区長、担当民生児童委員)

■アセスメント方法

地域包括支援センターと社協職員による聞き取り調査

■アセスメントの要点

- ・地区の現状(地区の活動、民生委員の活動)
- ・地区団体の把握、活動状況
- ・地区内の既存団体、人材等の把握
- ・地域課題(福祉、交流、暮らし、人材、健康等)

■地区数(15地区)

実施地区	開催場所	日にち
波止	社会福祉協議会	9月19日(金)
小向	〃	〃
別府	〃	9月22日(月)
珍崎	珍崎公民館	9月24日(水)
市部	社会福祉協議会	〃
大津	〃	〃
倉ノ谷	倉ノ谷高齢者活性化センター	9月29日(月)
宇賀	〃	〃
物井	物井集会所	〃
大山	大山地区介護予防センター	9月30日(火)
美田尻	美田尻会館	〃
赤ノ江	赤ノ江公民館	10月9日(木)
三度	三度もーもー館	10月10日(金)
浦郷	浦郷シルバー会館	11月19日(水)

■アセスメントを終えて課題

- ①人口減少、高齢化により区の行事等が実施できない。区費で行事等が賄えない状況になってきている。(他地区から人を借りて実施、区費の値上げを検討)
- ②団地等が区内にあると住人の出入りがあり、把握できないことがある。(役場からの連絡体制を統一する)
- ③リーダーが育ちにくく、地区内に新たな活動団体ができない。
- ④空き家の問題(1ターンの受け入れ。他地区からの若い世代を受け入れる)
- ⑤役員のなり手がいない(規約の改正、女性の登用)
- ⑥災害の避難場所の問題

地区名	人口(人)	高齢化率(%)	65歳未満(人)	15歳未満(人)	世帯数(世帯)	地域特性		ボランティア・市民活動団体・自助グループ等の活動並びに企業、NPOなどの活動	地域課題	地区の活動状況(地区交流及び、役場、社協の活動状況など)
						ハード面	ソフト面			
(平成26年7月31日現在)										
宇賀	51	47.1	27	1	24	店舗がなく、買い物や受診等は別府地区まで出かけてはならない。別府行のバスは1日に3本(土日・祝日運休) 買い物支援バスは週2本(月:木)	住民は、協力的である。地域の高齢化が進み活動できる人材が少ないと思っていたが、若い世代も多く特に困っていることはない。	消防団(宇賀・倉ノ谷)	住民が集まる機会が少なく、住民が集まるのは年1回の総会のみ。	体操教室(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月:1回 総会、消火訓練・AED講習・消火栓の点検 2年に1回神社の掃除、盆踊り(初盆家庭の寄付)
倉ノ谷	25	44	14	1	17	店舗等がなく、買い物や受診等は別府区まで出かけてはならない。別府行のバスは1日3本(土日・祝日運休) 買い物支援バスは週2回(月:木)、地区内に介護老人福祉施設「和光苑」があり、地区の高齢者は食事ができる。	地域の高齢化・過疎化が進み活動できる人材が少ない。西ノ島町で最も人口が少ない。平成23年3月に地域福祉活動計画を策定。	老人クラブ 消防団(宇賀・倉ノ谷)	高齢化が進み、何をしても動く人が限られる。区費のみで地区の行事が賄えなくなってきた。買い物等地区外に出かけてはならないが買い物バス利用者が少ない。多くが商店に注文している。	健康サロン(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月:1回 会食交流、花見、28講(新年会)、盆踊り、敬老会 老人クラブ忘年会
物井	135	40.7	80	10	64	店舗等がなく、買い物や受診等は別府区まで出かけてはならない。別府行のバスは1日3本(土日・祝日運休) 買い物支援バスは週2回(月:木)、街灯をLEDに替え経費を節減した。	安否確認は近隣でできている。	物井クラブ(月1回) 消防団	老人クラブの活動が活発になってきた反面、サロン等の固定化が課題である。地理的に長いため、地区の住民同士が顔を合わす機会が少ない。地域の活性化に意識が低い。50～60代の協力が必要である。この世代をどう取り込んでいくかが課題である。動ける人材はいるけどまとまりがない。	健康サロン(社協)月1回、サロン(地区)月1回 健康相談(役場)2ヶ月:1回、総会、盆踊り、祭り(4年に1回) 避難訓練・消火訓練・AED講習
別府	223	39.9	134	16	121	商店・飲食店・郵便局・合同庁舎・黒木公民館等がある。また隣の美田尻地区に中学校・病院・JAがあり利便性は良い。公営住宅があり、若い人が多いが県職員や看護師が多く、出入りがある。	活動団体が少ない。	消防団 別府振興会	役員のなり手がいない。活動団体等が何かあると組織ごとなくなってしまう。リーダーが育ちにくい。	健康サロン(社協)月1回 健康相談(役場)2ヶ月:1回 初会、新年会、精霊船作り、念仏会
美田尻	205	35.1	133	23	99	西ノ島町でも唯一隠岐汽船の発着港・中学校・病院・JAがある。また隣の別府地区に商店・飲食店・郵便局等があり利便性は良い。	活動団体も多く活発的である。数年前から盆踊りの際に灯籠流しを行い、集客に成功し賑わっている。平成23年3月に地域福祉活動計画を策定。	ひまわり会 盆行事実行委員会 美田尻区福祉活動連絡会 消防団	盆行事については盆行事実行委員会が行っていたが人手不足となり、来年度(H27)から区が対応。役員のなり手が少なくなってきたので、今後は女性の登用を考える必要あり。災害時の避難体制が気がかり。	健康相談(役場)2ヶ月:1回 会食交流会・新年会・総会 灯籠流し・盆踊り 清掃活動・大祭・十方拝礼
大山	80	38.8	49	7	40	地区内に店舗等ないが、美田尻・別府に車で5分程度で行ける。バスは1日3本、買い物支援バスはなし(利用者少ない)	渡利会が定期的に活動している。住民の協力が良く区の行事への参加率が高い。野菜作りやグランドゴルフ等趣味を持っている人が多く元気な人が多い。	渡利会 大山子ども会 消防団	地区の活動がしっかりしているためか、町や社協の集まりへの参加が少ない。役員を決める色々な規約があり、役員のなり手が限られる為、規約を改正する必要がある。地区には50～70代が多く次世代が少ない。津波の際、避難場所がない。男性独居が増えてきた。空家が増えた。	健康相談(役場)2ヶ月:1回、新年会、総会、役員会年6回 もちつき・ドライブ遠足(世代間交流) 神社祭り(4、7月)、八幡(年3回)、清掃(年2回、盆前) 山林の手入れ、消火訓練(年1回)

小向	163	32.5	110	21	78	商店はないが隣の地区に商店・スーパーがある。	旧美田小学校を利用して色々な活動団体が活動している。隣近所での付き合いが良い。	わがとこ茶屋倶楽部 E-sara:atelir 図書クラブ 西ノ島レスリングクラブ	なごみの会 国賀剣友会 消防団	健康相談やサロン等しても人が集まりにくい が、地域の団結力はある。小学校がなくなったこと で、地域と学校の関わりが少なくなった。	健康相談(役場)2ヶ月:1回 旧美田小学校の草取り(年2回) 夜回り(2人交替) 精霊船作り
大津	170	35.5	110	17	87	スーパー等あり買い物面での利便性は良い。町営住宅ができ住民が増えた。住宅の 入居者との説明会を行っている。	大津地区福祉活動推進委員会が活動している (防災・組織図完成) 組ごとの見守り:新聞、 ヤクルト、黄色い旗(誰かが見ている)気にかけて いる)平成24年3月に地域福祉活動計画を策 定。	もみじ会 あひるクラブ 大津地区福祉活動推進委員会	消防団	人口の減少は止められない。それを区としてどう して維持していくか。若い世代・町営住宅入居者 との関わり。地域の活動に参加しない、参加でき ない状況、何らかの関わりを持つよう努めていき たい。	体操教室(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月:1回、十方拝礼 子育てサロン(社協)月2回+1回(シオン)、会食交流会(年4回) 合同年始、総会、祭り(4年に1回神輿)、清掃活動、精霊船作り
市部	71	32.4	48	8	36	地区には商店などはないが美田地区に スーパー等がある。町の中心部に位置する ため、別府でも浦郷でも出かけやすい。	住民のまとまりや繋がりが良い。役員のみ手 がない。	消防団(大津7名・市部3名)	サロン等しても人が集まらない。共助の意識が 薄れているように感じる。人が少なく組織を作れ ない為、伝統行事・区の作業等をすることが難し く、集落維持が困難になっている。葬儀の時には 大津から人を借りている状況。人的支援・金銭的 支援が必要。住民にもう少し役割を与えて、一人 ひとりの意識が少し変われば区が良くなると思わ れる。	総会、神社の祭典、精霊船作り 海岸清掃(年3回)、草刈り 初会	
船越	387	35.3	250	36	86	町の中心部にあり、バスも定期的にあるた め生活面で困ることは少ない。地区内に商 店が2つあり、あだち商店が週1回来る。	区として夜間見回り・防災訓練等を行っており、 防災意識が高い。月に1度の会食交流会や子 どもから大人まで参加する世代間交流を行い 住民の交流の場がある。習慣で朝夕の墓参り をする人が多く交流の場になっている。	かよう会 消防団 子ども会	精霊船作り・夜回り等を行う人が高齢化してきて いるため、世代交代が必要である。	健康相談(役場)2ヶ月:1回、船越区の新聞(年2回発行) 新年会、総会(1/18おひまち)、初参り(1/18に近い日曜) 町内一斉清掃(外浜・防風林)、敬老会(79歳以上対象67人) 防災訓練(消火訓練・AED講習・消防点検) 会食月1回、卓球大会、もちつき(世代間交流)	
波止	91	57.1	39	8	41	店舗等がなく、買い物や受診等は大津・別 府まで出かけなくてはならない。 町営バスは1日3本(土日・祝日運休) 買い物支援バスは週2回(月・金) あだち商店が週1回来る。	活動団体というより、区役員が色々活動して いる。数か月に1回女性がお堂に集まってい る。区で空き家対策を行い住民を増やす取り組 みをしている。1ターン者との交流もあり人口が 増えつつある。4件増えてさらに2件増える予定 (H26.9現在)	消防団(H27大津班と統合)	人口が少ない為、区の作業や区費が課題。にじ 団地が少し離れているため、交流を持ち住民との 関係を築く必要がある。健康サロンの在り方:役 員の負担になっていないか。	健康サロン(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月:1回 祭り(年3回)、おひまち、花見、初会、御堂、空き家対策	
浦郷	1058	37.5	661	117	539	役場・診療所・歯医者・郵便局・銀行・JF・商 店・飲食店などがあり利便性は良い。昔 は、隠岐汽船が就航していたが廃港にな り、以前の活気がなくなった。	老人クラブ・まめな会が活発に活動している。 漁師町であり、退職後でも漁をする人が多く、 福祉に対して若干意識が薄い。	はっぴい つばき会 大雅クラブ 商工会女性部 由良比女神社・日吉神社氏子会	消防団 さつき会 まめな会 婦人会	1ターン者が多く、団地等の出入りがわからない。 (役場から連絡がないため)教員の出入りは教育 委員会から連絡があるのでわかる。近所付き合 いが薄れてきている。シャワー船作りに中学生が 少なくなってきた。今後は女子生徒の参加も検 討。人口が減少してきたため、伝統行事の継続 が難しくなってきた。由良・本郷・浦ノ谷と3区に分 かれていて組数も多く、浦郷区として動くのは難 しいように感じる。地区や組ごとで組織が必要だ と思われる。	体操教室(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月に1回 盆踊り、大祭り(2年に1回)、精霊船作り、十方拝礼 まめな会(月1回)、おしゃべりサロン大雅
赤ノ江	182	46.2	98	4	100	受診等は浦郷・別府まで出かけなくてはな らない。 浦郷行きの町営バスは1日3本(土日・祝日 運休) 買い物支援バスはない。地区内に 商店が1つある。	朝夕の墓参りや畑・漁業をしている人が多く閉 じこもりはない。 見守り体制:近隣で留守の報告や声掛けを 行っている。認知症の方への対応もそれなりに 対応できている	赤ノ江互助会 消防団	空き家が増えた(20件)、人口減少が止まらない。 原因として子供が同居せず他地区に住むこと が考えられる。又、不在墓の管理(草木)が問題 である。	健康サロン(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月に1回 盆踊り、大祭り(3回)、墓掃除(盆前)、合同慰霊祭 神社(年末に正月準備・掃除)、町・漁協清掃(各1回) 精霊船作り、会食交流(年10回)	
三度	44	65.9	15	0	27	店舗等がなく、買い物や受診等は浦郷・別 府まで出かけなくてはならない。8月からJA の移動販売あり(月1回) 浦郷行きのバスは1日3本(土日・祝日運 休) 買い物支援バスは週2回(火・金)、病院ま で遠い為、金曜日の午後、三度も一も一館 にて診療を行っている。	地域の高齢化が進み活動の担い手がない。 特徴として昔の組付き合いが強い。	消防団	人口減少と高齢化により、地区の行事等ができ なくなっている。空き家や墓の管理等が難しい。	健康サロン(社協)月1回、健康相談(役場)2ヶ月に1回 総会(3.4月)、祭り(7月)、盆 初参り・おひまち(したい人のみ) お大師さん(2~3年前からなくなる)	
珍崎	81	54.9	36	2	42	店舗等がなく、買い物や受診等は浦郷・別 府まで出かけなくてはならない。病院まで遠 い。 7月からJAの移動販売あり(月1回)ボラン ティアで買い物自宅まで届けてくれる。 浦郷行きのバスは1日3本(土日・祝日運 休) 買い物支援バスは週2回(水・金)、消火栓増 設8本から11本に増。	桂寿会…定期的に活動している。 老人クラブ…会員の高齢化等により活動しにく い状況になっている。区の行事等、住民が協力的 である。横の繋がりが強く、全世帯の様子を 把握しやすい。他地区と比べて活動団体が多く 活発である。平成23年3月に地域福祉活動計 画を策定。	桂寿会 老人クラブ カメラグループ 秋桜の会	消防団(8名) 聖クラブ よろず朝市	役員のみ手が限られる。リーダーがいない(30 代から50代が7人)空き家が18件程あるが、1ター ン等で入る人がいない(1ターン0人)	健康相談(役場)2ヶ月に1回 盆踊り、祭り、初講、草刈、浜掃除 総会・役員会(月1回)、会食交流会(月1回)

地域福祉計画策定委員会委員名簿

＜地域福祉計画部会＞

氏名	所属
1 仲吉 正	健康づくり推進協議会会長
2 平木 みゆき	健康づくり推進協議会副会長
3 島本 恵子	障がい者福祉計画部会会長
4 平木 亘	障がい者福祉計画部会副会長
5 橋本 貴子	子育て支援計画部会会長
6 平木 弘子	子育て支援計画部会副会長
7 小西 富夫	高齢者福祉計画部会会長
8 松浦 幸子	高齢者福祉計画部会副会長

＜高齢者福祉計画部会＞ ◎部会長 ○副部会長

氏名	所属
1 白石 吉彦	隠岐島前病院 院長
2 ○ 松浦 幸子	隠岐島前病院
3 平木 みゆき	社会福祉協議会 事務局長
4 尾崎 正行	西ノ島福祉会（みゆき荘）
5 道下 和義	西ノ島福祉会（和光苑）
6 小松 弘憲	シオンの園（デイサービスセンター・シオン）
7 河内 敏行	区長会 会長
8 濱田 哲男	区長会
9 ◎ 小西 富夫	介護保険運営協議会委員
10 奥田 実	民生児童委員協議会 会長

＜子育て支援計画部会＞ ◎部会長 ○副部会長

氏名	所属
1 ○ 平木 弘子	民生児童委員協議会 主任児童委員
2 大野 光信	シオンの園（シオン保育園 園長）
3 扇谷 順子	みた保育園 副園長
4 尾崎 正行	西ノ島町PTA連合会 会長
5 三島 由佳	みた保育園保護者会 会長
6 坂 敦子	シオン保育園保護者会 会長
7 ◎ 橋本 貴子	社会福祉協議会
8 金築 康治	西ノ島小学校 校長
9 有木 健二	西ノ島中学校 校長
10 安藤 夏子	教育課
11 家中 ふみ代	隠岐島前病院
12 石川 茉由子	隠岐保健所
13 安達 覚	公募（西ノ島小学校PTA）

地域福祉計画策定委員会委員名簿

＜障がい者福祉計画部会＞ ◎部会長 ○副部会長

氏名	所 属
1 吉谷 治	身体障害者協会
2 山本 節子	身体障害者協会
3 桜井 巖	西ノ島町家族会 会長
4 上原 ヤエ子	西ノ島区町手をつなぐ育成会
5 ◎ 島本 恵子	シオンの園（ございな）
6 島本 和樹	社会福祉協議会
7 ○ 平木 亘	西ノ島福祉会（和光苑）
8 安達 静香	公募

＜健康づくり計画部会（健康づくり推進協議会）＞ ◎部会長 ○副部会長

氏名	所 属
1 ◎ 仲吉 正	学識経験者
2 ○ 平木 みゆき	社会福祉協議会 事務局長
3 崎津 恵吉	商工会 事務局長
4 板脇 美代子	食生活改善推進協議会 会長
5 白石 吉彦	隠岐島前病院 院長
6 大野 光信	シオンの園（シオン保育園 園長）
7 岡田 昌平	老人クラブ連合会 会長
8 河内 敏行	区長会 会長
9 坂 幹子	島前栄養士会 会長
10 田中井 美咲	養護教諭部会 代表
11 篠木 辰尊	教育課 課長
12 平賀 瑞雄	隠岐保健所 所長
13 伊藤 恭子	隠岐保健所 課長

＜事務局＞

氏名	所 属
1 富谷 恵子	健康福祉課 課長
2 藤原 三子	健康福祉課 課長補佐
3 伊藤 義樹	健康福祉課主幹・障がい者部会担当
4 小藤 和美	健康福祉課主任・健康づくり担当
5 飯島 直行	健康福祉課主任・高齢者部会担当
6 石田 夕起	健康福祉課主任社会福祉士・子育て部会担当